

「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第1項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要なる資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要なる職員
 - イ ヘリコプターによる情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあつせん
 - ア 傷病者の受入れのための医療機関

- イ 被災者を一時収容するための施設
 - ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - 工 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項
- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバード県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバード県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバード県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバード県以外で被災しなかつた都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバード県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなつた場合、幹事都県に代わつて職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあつたとき、又はカバード県が必要があると認めたときは、カバード県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバード県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自発的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カパー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後、応援することになった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主活動)

第9条 カパー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援活動をする必要があると認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に活動できるものとする。

2 カパー都県及び協力都県は、前項による自主活動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カパー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カパー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援し

た都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

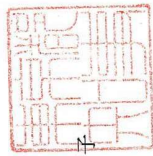
2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。
2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。
2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月31日



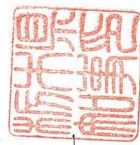
東京都知事

小池百合子



茨城県知事

大井川和彦



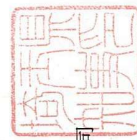
栃木県知事

福田富一



群馬県知事

大澤正明

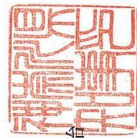


埼玉県知事

上田清司



千葉県知事
森田 健作



神奈川県知事
黒岩 祐治



山梨県知事
長崎 幸太郎



静岡県知事
川勝 平太



長野県知事
阿部 守

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバール県（支援）県）を定めるなど、ブロック内の支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置することができる。

2 災害対策本部等の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

(広域応援の実施)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっては、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

3 前2項の規定による業務の代行が困難な場合は、災害等による被害の状況等を踏まえ、全国知事会会長が、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び副委員長の意見を聞いた上で、広域応援に関する業務を代行する都道府県を決定するものと

する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会	会長	宮城県知事	村井嘉浩
全国知事会	危機管理・防災特別委員会委員長	神奈川県知事	黒岩祐治
全国知事会	東日本大震災復興協力本部本部長	静岡県知事	川勝平太
北海道東北地方知事会	会長	岩手県知事	遠増拓也
関東地方知事会	会長	長野県知事	阿部守一
中部圏知事会	会長	愛知県知事	大村秀章
近畿ブロック知事会	会長	福井県知事	杉本達治

中国地方知事会 会長 丸 山 達 也
鳥根県知事

神奈川県災害対策支援本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。))に基づく県内市町村間の相互応援等を調整するとともに、神奈川県以外の都道府県で大規模災害等が発生した場合に被災地を支援するために設置する「神奈川県災害対策支援本部」(以下「支援本部」という。))並びに地域における相互応援のための「地域調整本部」の組織及び運営について、必要な事項を定める。

四国知事会 常任世話人
高知県知事
九州地方知事会 会長
熊本県知事

濱 田 省 司
浦 島 郁 夫

(設置及び廃止)

第2条 ぐらし安全防災局を所管する副知事 (以下「所管副知事」という。)) は、次の場合に支援本部を設置する。

- (1) 神奈川県内において災害対策本部を設置するに至らない地震、津波、風水害又は大規模事故等 (以下「県内災害等」という。)) が発生し、県内市町村への支援及び県内市町村間の相互応援が必要と認められる場合。
 - (2) 神奈川県内において災害対策本部を設置した災害等で、災害対策本部の設置継続の如何に関わらず、県内市町村への支援及び県内市町村間の相互応援や災害復旧活動の調整が必要と認められる場合。
 - (3) 神奈川県以外の都道府県で震度6弱以上の地震が発生し、災害対策支援が必要と認められる場合。但し、九都県市を構成する地域にあっては当該震度を5強以上とする。
 - (4) 神奈川県以外の都道府県で津波、風水害、大規模事故等が発生し、災害対策支援が必要と認められる場合。
 - (5) その他、復旧・復興に向けて必要と認められる場合。
- 2 所管副知事は、県内災害等で災害対策本部が設置されたとき又は支援本部を存続させる必要がなくなったと認めるときは、支援本部を廃止する。

(支援本部の所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 災害対策支援活動の準備、調整及び実施
- (3) 災害復旧活動の準備、調整及び実施
- (4) その他災害対策支援活動に必要な事項

(支援本部の組織)

- 第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は所管副知事を、副本部長はぐらし安全防災局長をもって充てる。但し、関東地方知事会を構成する都県で震度6弱以上の地震が発生した場合又は知事が必要と判断した場合には、本部長は知事を、副本部長は所管副知事をもって充てる。

3 本部員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 公営企業管理者
- (2) 教育委員会教育長
- (3) 政策局長
- (4) 総務局長
- (5) くらし安全防災局長（但し、知事が本部長となった場合に限る。）

- (6) 国際文化観光局長
- (7) スポーツ局長
- (8) 環境農政局長
- (9) 福祉子どもみらい局長
- (10) 健康医療局長
- (11) 産業労働局長
- (12) 県土整備局長
- (13) 警察本部警備部長

(14) その他本部長が指名した職員

- 4 本部長は、支援本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援本部の会議（以下「支援本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めたときは、議題に関係する特定の本部員による支援本部会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めたときは、支援本部会議の構成員以外の者に対し、支援本部会議への出席を求めることができる。

(危機管理対策会議幹事会の活用)

第6条 支援本部の所掌事項に係る情報共有、支援策の検討等に当たっては、必要に応じ「神奈川県危機管理対策会議幹事会」を活用して協議、調整等を行うものとする。

(支援本部の事務局)

第7条 支援本部の事務局は、くらし安全防災局とする。

(地域調整本部の設置及び廃止)

第8条 本部長は、次の各号に掲げる事由がある場合、被災市町村を所管区域とする地域県政総合センターに所管区域内の他の市町村との支援調整を行うため、地域調整本部を設置するものとする。

- (1) 被災市町村の災害対策本部長から応援の調整を求められたとき
- (2) 被災市町村の被害が甚大であることが明白なとき

(3) 広域災害時情報収集先遣隊を派遣し、その収集した情報等に基づき応援が必要と認めるとき

2 本部長は、現地災害対策本部が設置され第9条に規定する地域調整本部の所掌事項を引き継ぐことになったとき、又は支援の必要がなくなつたと判断した時は地域調整本部を廃止する。

(地域調整本部の組織等)

第9条 地域調整本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は地域危機管理官である地域県政総合センター所長を、副本部長は当該地域県政総合センター副所長を、本部員は当該地域県政総合センター部長をもって充てる。

3 本部長は、地域調整本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 地域調整本部の会議（以下「調整本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

6 本部長は、必要があると認めたときは、議題に関係する特定の本部員による調整本部会議を開催することができる。

7 本部長は、必要があると認めたときは、調整本部会議の構成員以外の者に対し、調整本部会議への出席を求めることができる。

8 調整本部の事務局は、当該地域県政総合センターの災害対応を所管する課とする。

(所管区域をまたがる相互応援)

第10条 本部長は、第2条第1項第1号又は第2号の場合で、かつ地域調整本部長から要請があつた場合には、支援調整の要請があつた地域調整本部に接する地域県政総合センターの全部又は一部に地域調整本部を設置するものとする。

2 支援調整の要請の内容により必要と判断した場合は、前項の規定に関わらず、それ以外の地域県政総合センターに地域調整本部を設置することができる。

(県内相互応援のための県職員の派遣)

第11条 第8条第1項又は第10条の規定により地域調整本部を設置した場合は、地域調整本部長は、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行うため、必要に応じて所管地域県政総合センターの職員を市町村連絡員として派遣することができる。

2 本部長は、地域調整本部長からの要請があつたときは、災害対策本部要綱第13条に規定する配備編成計画に基づき、必要に応じ市町村に職員を派遣することができる。

(県外地域に対する応援の調整)

第12条 本部長は、第2条第1項第3号又は第4号の場合で、必要と認めた場合は、地域県政総合センターを指定して地域調整本部を設置することができる。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営その他に必要な事項は、本部長が別に定める。

2 第8条から第13条までに規定された地域調整本部等に関しては、この要綱に定めるほか、協定及び同実施細目の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年1月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

生活必需物資の調達に関する協定書 (例)

神奈川県知事 (以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)との間に、災害発生に際し生活必需物資 (以下「物資」という。)の確保を図るため、次のとおり協定する。

(県の要請)

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、乙の物資の保有数量を勘案して、他の地方公共団体からの乙に対する要請につき、調整を図るものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲 (産業労働局中小企業部商業流通課長) に連絡するものとする。

(物資の範囲)

第3条 物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具類 (2) 衣 料 (3) 炊事用具 (4) 食器類 (5) 日用品
雑貨 (6) 光熱材料 (7) その他甲が指定する物資

(調達要請の方法)

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の引取価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の引取)

第6条 物資の引渡し場所は、調整の上、甲が指定するものとし、原則として、甲の指定する者が当該場所において調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(保有数量の報告)

第7条 乙は、毎年4月1日現在の保有数量を、甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第8条 調達の要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方とも連絡責任者を定め、連絡責任者に変更があるときは、双方速やかに報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行って決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、 年 月 日から有効とし、 年 月 日まで効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

乙

生活必需物資(LPG)の調達に関する協定書

神奈川県知事(以下「甲」という。)と社団法人神奈川県プロパンガス協会長(以下「乙」という。)との間に、県内に地震、風水害その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合緊急用LPGの確保を図るため、次のとおり協定する。

(県の要請)

第1条 甲は、災害時におけるLPGの確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対しLPGの調達を要請するものとする。

2 前項の規定により要請を行うときは、原則として文書によるものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、協会員が現有するLPGを要請事項に応じすみやかに適切な供給ができるよう措置するとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資の価格)

第3条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(現有数量の報告)

第4条 乙は毎年4月1日現在のLPGの現有数量を甲に報告するものとする。

(協議事項)

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は昭和50年12月4日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年12月4日

甲 横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 長洲一二

乙 横浜市中区北仲通3丁目33番地
社団法人 神奈川県プロパンガス協会
会 長 井 上 明

災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

神奈川県（以下「甲」という。）及び神奈川県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、先の阪神・淡路大震災に鑑み、自発的な生活協同組織である消費生活協同組合（以下「生協」という。）が災害時において県民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の確保)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

2 甲は、会員生協が市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定等の個別協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して同協定の締結を指導するものとする。

3 甲は、災害時に県内市町村からの要請に応えるため、会員生協と応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結することができるものとする。

(医療・保健活動の確保)

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関との連携のもとに、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて会員生協に対して必要な指導を行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第4条 乙は、災害時に会員生協の組合員が参加する市民ボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(防災意識の向上)

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に応急生活物資の備蓄の励行等組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、神奈川県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生協間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれその1通を保有するものとする。平成7年4月18日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 長 洲 一 二
乙 横浜市港北区新横浜2-6-23
神奈川県生活協同組合連合会
会長理事 山 岸 正 幸

県土整備局職員の行動マニュアル

1 マニユアルの目的と使い方

(1) マニユアルの目的

このマニュアルは、神奈川県内で震度5弱以上の地震が発生した場合に、県庁整備局の職員が勤務時間内外にかかわらず、出来るだけ速やかに初動態勢を確立し、的確な対応をとるため、「地震の直後1～2日程度の間の初動態勢の確立方法やとるべき措置」について解説したものである。

(2) マニキュアルの使い方

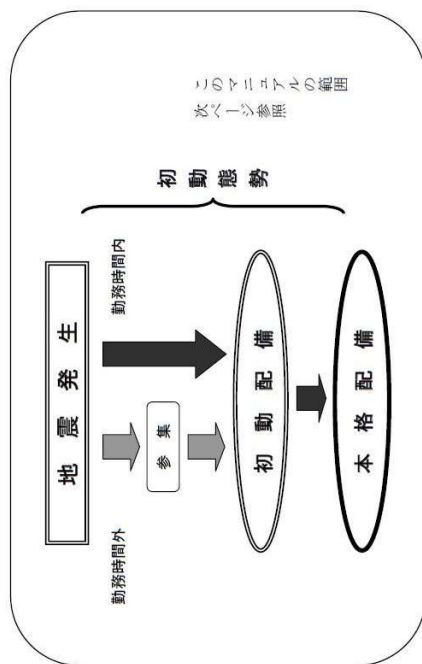
ア 職員は、このマニユアルを常時身近に置き、内容を理解しておくこと。

イ 職員は、自分の参集先、参集ルートなど必要な事項を参集カードに記入すること。
また、自宅から参集所属までの参集ルートマップを作成し、このマニュアル
(案)の所定の袋に入れておくこと。勤務先、住所等が変更となった場合は必ずこ
れらの事項を修正し、所属長にコピーを提出すること。

ウ このマニュアルの内容は、災害時の業務協定を締結している建設会社およびその職員にも理解してもらふこと。

エ 地震が起こった場合には、このマニュアルを参考にして行動すること。但し、大規模な地震では、マニュアルには記載されていない予測不可能な事態も発生するので、状況をしっかりと把握し柔軟な対応をとることが必要である。

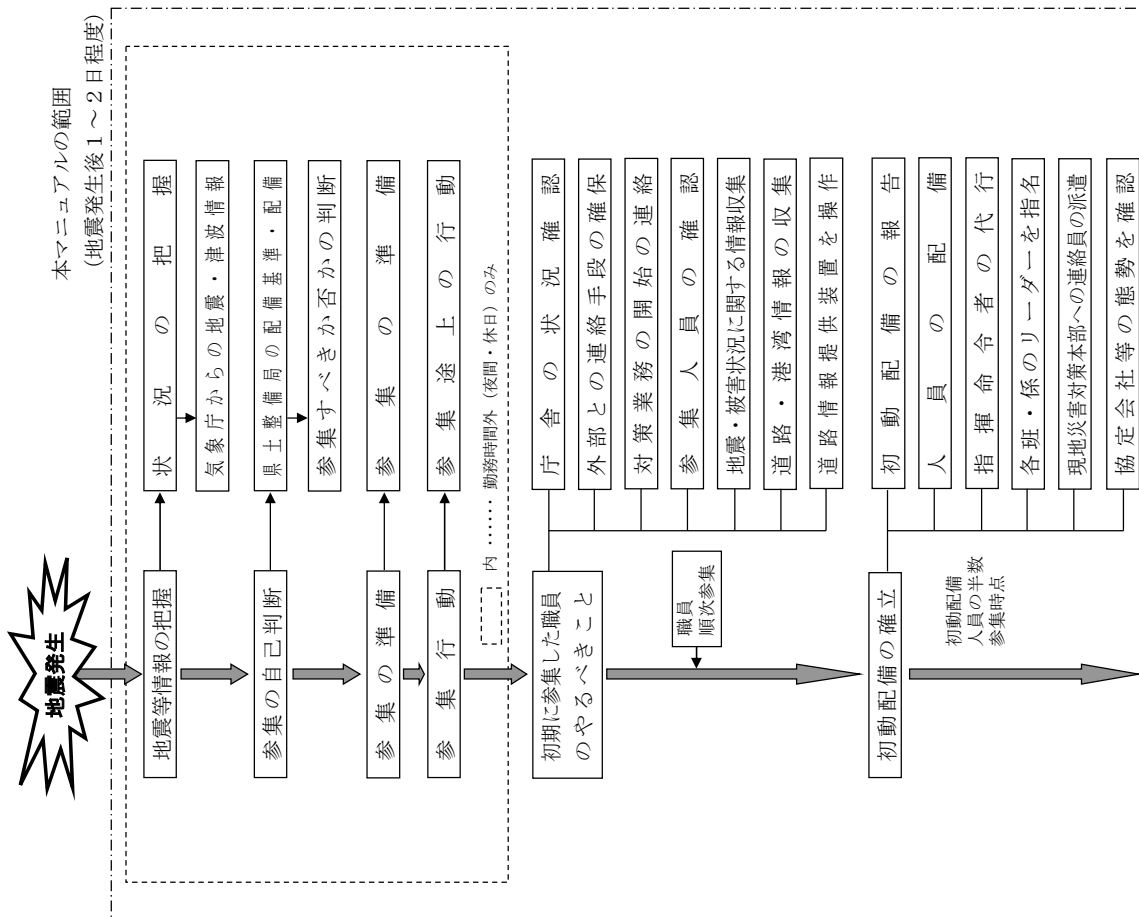
地震発生



2 震後対策の流れとマニュアルの範囲

ア 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下のような流れで対策を行う。

イ このマニキュアルは、地震発生から初動配備における対応までを範囲とする。



各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の 災害応急工事に関する業務協定

〇〇〇〇事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇建設業協会会長（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止、災害が発生した場合の二次災害の防止及び復旧に係る工事（以下「災害応急工事」という。）の施行に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共土木施設及び県土整備局の他の事務所長等が管理する公共施設の機能の確保及び回復のため、災害応急工事等を実施することを目的とする。

（出動協力要請及び支援要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急工事等を実施する必要があると認めたとときは、乙に出動を要請する。

2 甲は、前条の目的を達成するため、乙のみの出動で災害応急工事等が完了しない事態であると判断したときは、他の事務所長等に対し支援を要請することができる。

3 甲は、他の事務所長等から支援要請があったときは、乙に対して出動を要請することができる。

4 甲は、前2項の要請をするときは、支援要請の内容について乙と協議する。

（災害応急工事等施工者）

第3条 乙は、災害応急工事等を円滑に施工するため、〇〇〇建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めなければならない。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

2 乙は、他の管内から支援出動する施工業者（以下「支援施工業者」という。）の工事施工区間又は区域を決定し、支援施工業者に対して指示することができる。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

3 乙は、前2項の工事施工区間又は区域を決定又は変更したときには甲に通知する。

（要請手続）

第2条 第1項及び第3項の要請を行う場合の要請手続は、次の区分に従い行う。ただし、第2号については、同条第3項の要請を行う場合には適用しない。

第4条 (1) 連絡可能な場合の要請

通常の連絡方法が可能な場合は、電話等により、乙に出動を要請し、あわせて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡する。

(2) 連絡不可能な場合の要請

災害により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がなくとも、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める甲の要請があったものとみなし、施工業者に災害応急工事等を施工させる。

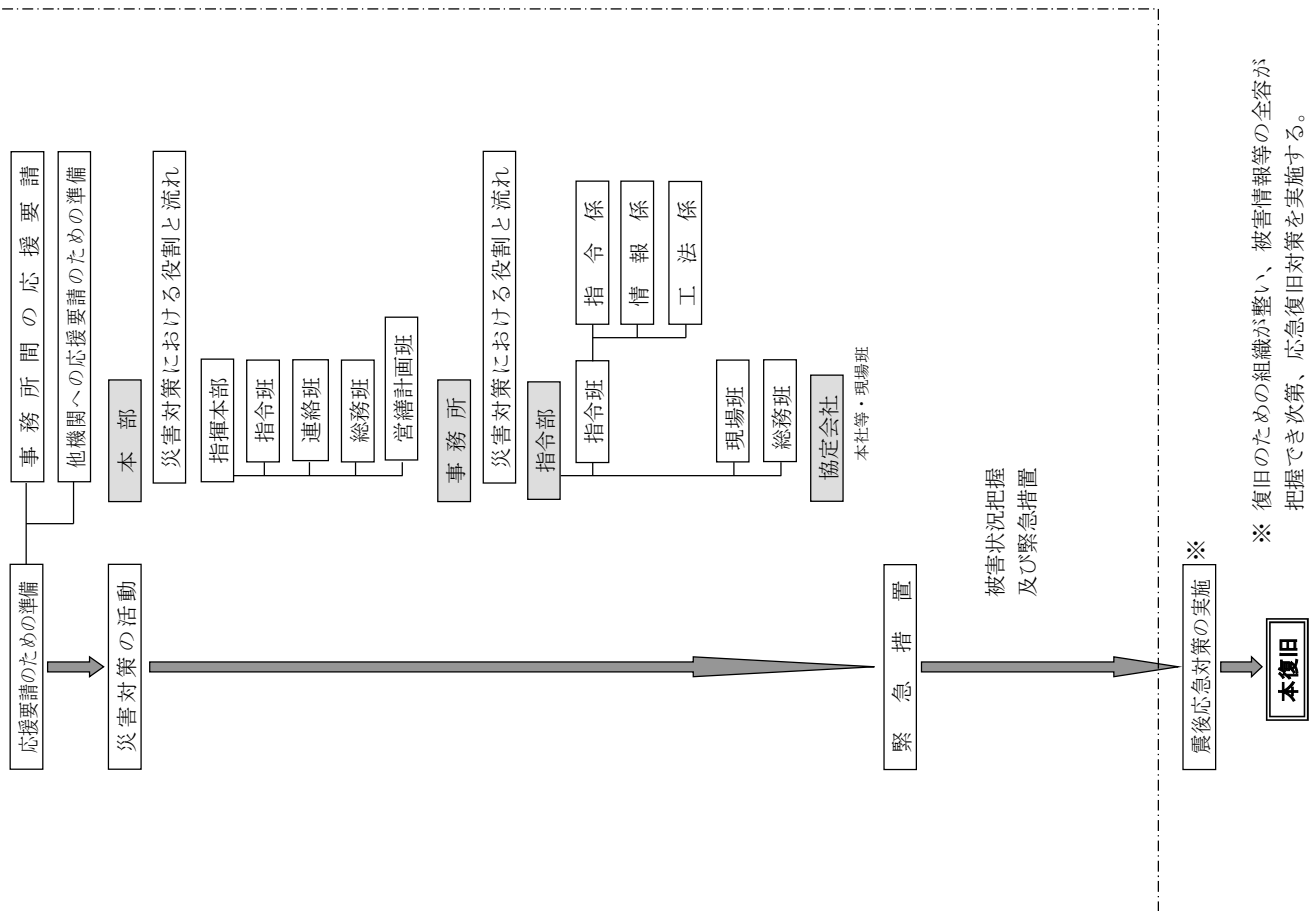
（協力活動）

第5条 施工業者は、災害発生時には甲による乙への現地調査の要請の如何にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、被害状況等について甲に連絡する。

2 災害応急工事等を実施する施工業者及び支援施工業者（以下「施工業者等」という。）は、現地に派遣された神奈川県県土整備局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、工事を実施する。

3 災害応急工事等の現地に職員が派遣されないときは、施工業者等は、第1条の趣旨に基づき工事を実施する。

※ 復旧のための組織が整い、被害情報等の全容が把握でき次第、応急復旧対策を実施する。



(着工報告)
第6条 乙は、施工業者等が災害応急工事等に着手したときは、その状況を速やかに、様式1により甲（及び神奈川県建設業協会等本部）に報告する。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後様式1を提出する。

(費用の立替)
第7条 第5条の活動に要した費用は、施工業者等が一時立替えるものとする。

(精算単価)
第8条 前条により施工業者等が一時立替えた費用の精算単価は、災害発生時の神奈川県の積算基準等による。

(費用の請求)
第9条 甲は、第7条により施工業者等が一時立替えた費用について、様式2による請求に基づき、協議の上支払う。

(災害補償)
第10条 第2条の規定に基づき災害応急工事等活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51条）、河川法（昭和39年法律第167号）第22条、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の定めるところのいずれかによる。

(協定の効力及び更新)
第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)
第12条 この協定に定めない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(施行期日)
第13条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

平成 年 月 日
神奈川県〇〇〇〇事務所長 〇〇〇〇 印
〇〇建設業協会会長 〇〇〇〇 印

別紙様式 1 地震災害応急復旧工事着工報告書

路線名等	工事箇所 (目標)	着工月日	完成予定月日	工事概要	見込工事費	施工業者		被害の状況	備考
						社名	責任者		
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						

別紙様式 2

請 求 書

下記の災害応急工事にかかる費用を、次のとおり請求します。
平成 年 月 日
〇〇建設株式会社

取締役社長 〇〇〇〇 印 殿

1 請求金額 金 円
2 応急復旧工事施工箇所
3 支弁費用の明細
支弁費用の明細は別紙のとおり

地震等の災害応急活動に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と（一社）神奈川県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、地震等により大規模な災害が発生した場合の応急復旧工事に係る活動（以下「災害応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等により大規模な災害が発生した場合に、甲が管理する県土整備局所管の公共施設の機能の確保及び回復のために、甲が必要と認める災害応急活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲の要請があつた場合、甲に協力する。

3 甲は、乙が災害応急活動を実施するために必要な情報を提供する。

4 甲の協力要請には、別表に掲げる者の要請も含むものとする。

5 甲は、乙に協力要請をするにあたり、災害応急活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。

6 甲が乙に連絡することが不可能な場合は、甲は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとし、連絡が可能となり次第第甲は乙にその旨を速やかに報告する。

(活動の内容)

第3条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

(1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

(2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。

(3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、神奈川県県土整備局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請手続き)

第4条 第2条の要請は、乙あての文書による。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに甲は乙に文書で通知する。

(活動の報告)

第5条 乙は、第3条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(費用の請求)

第6条 乙は、第3条第1項の活動に要した費用を前条の報告書を提出する際に、甲に請求する。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙から前条の請求があつた場合には、神奈川県の基準単価等による規定等に基づき、金額を確定し、速やかに神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）の定めるところにより支払いをする。

(読替規定)

第8条 第2条第4項の規定を適用する場合には、同条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条中「甲」は、「別表に掲げる者」と読み替えるものとする。

(災害補償)

第9条 第2条の規定に基づき災害応急活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）、河川法（昭和39年法律第167号）第22条及び水防法（昭和24年法律第193号）第45条の定めるところのいずれかによる。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間が満了する30日前までに、甲、乙の一方又は双方から文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、前項の定めにかかわらず、この協定の有効期間は、なお引き続き1年間更新したものとみなし以降もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区太田町22-2
一般社団法人 神奈川県建設業協会会長
小俣 務

別 表

横須賀土木事務所長
平塚土木事務所長
藤沢土木事務所長
厚木土木事務所長
厚木土木事務所東部センター所長
厚木土木事務所津久井治水センター所長
県西土木事務所長
県西土木事務所長小田原土木センター所長
横浜川崎治水事務所長
横浜川崎治水事務所長川崎治水センター所長
流域下水道整備事務所長
住宅営繕事務所長

建設資機材等の調達に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と神鉄連協同組合（以下「乙」という。）は、昭和56年3月2日付で取り交わし、平成11年6月1日付けで変更した「建設資機材等の調達に関する協定書」を次のとおり変更する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管理する道路河川等の公共土木施設が地震等により災害を受けたとき、その機能回復のため復旧用資機材等を乙より確保することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要と認めたときは、乙に対して資機材等の調達を要請する。

2 乙に対して資機材等の調達を要請する甲は、別表1に掲げる甲の事務委任を受けたものも含むものとする。

(資機材等の範囲)

第3条 資機材等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条鋼（H形鋼、棒鋼、形鋼等）
- (2) 銅板（厚銅板、精銅板等）
- (3) 銅管
- (4) 道路土木製品（シートパイル、ガードレール等）
- (5) 鉄鋼二次製品（亜鉛鉄板、丸釘、線材等）
- (6) 同上加工品及び災害時の復旧に必要な鉄鋼製品

(調達要請の方法)

第4条 前条に掲げる資機材の調達要請は、原則として乙あての文書によるものとする。

2 地震災害等により、文書による甲の調達要請が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、要請後すみやかに、甲は乙に文書を提出するものとする。

(資機材等の価格)

第5条 資機材等の取引価格は甲乙協議に基づく適正な価格とする。

2 メーカーに、緊急出荷を要請する場合は、甲乙協力するものとする。

(資機材等の受渡)

第6条 資機材等の引渡場所は、甲が指定するものとし甲は、当該場所へ職員を派遣し、資機材等を確認のうえ、これを引取るものとする。

(保有数量の報告)

第7条 乙は、毎年4月1日及び10月1日現在の資機材等の保有数量を別に指定する「建設資機材等保有数量表」により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 甲は、受領した資機材等の費用を乙の請求により乙に支払うものとする。

(組合員の変更届)

第9条 乙は、構成員である組合員の変更が生じた場合は、遅滞なく甲に届出するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通り1

神奈川県知事

黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市区朝日町一丁目31番地
土井鋼材株式会社内

神鉄連協同組合理事長

菰下 淑子

別 表

横須賀土木事務所長
平 塚土木事務所長
藤 沢土木事務所長
厚 木土木事務所長
厚木土木事務所東部センター所長
厚木土木事務所津久井治水センター所長
県西土木事務所長
県西土木事務所小田原土木センター所長
横浜川崎治水事務所長
横浜川崎治水事務所川崎治水センター所長
流域下水道整備事務所長

地震災害応急復旧仮設橋に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と（社）日本橋梁建設協会（以下「乙」という。）とは、地震等災害発生時における応急復旧仮設橋（以下「仮設橋」という。）の確保に關して次のとおり協定する。

（目的）
第1条 この協定は、甲の管理する橋梁等に地震等により災害が発生したときは、甲と乙とが協力して、速やかに仮設橋を確保することを目的とする。

（協力要請）
第2条 甲は、仮設橋を確保する必要があると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。
2 乙は、前項の要請があったときは、仮設橋の確保について甲に協力するものとする。

（調査要請の方法）
第3条 甲は、前条に掲げる仮設橋の調査要請を乙に行うときは、原則として文書によるものとする。
（仮設橋製作協会員）
第4条 甲は、乙は、乙の協会員の中から仮設橋製作に協力する協会員（以下「協力会員」という。）の名簿と仮設橋の形式図書を、協定後速やかに甲に提出するものとする。

（請負契約）
第5条 甲は、仮設橋を必要とすると認めたときは、乙の推薦に基づき協力会員を指定する。
2 前項の規定により指定された協力会員は、仮設橋の設置工事を実施するときは、甲と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

（保有数量の報告）
第6条 乙は、甲が定める「仮設橋保有数量調査」により、毎年10月1日現在の仮設橋の保有数量を甲に報告するものとする。

（協力会員の變更届）
第7条 乙は、協力会員に変更が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
（協定の有効期間）
第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲乙は乙がこの協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

（協議事項）
第9条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和63年10月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 長 洲 一 二
乙 東京都中央区銀座2丁目2番18号
鉄骨橋梁会館内
（社）日本橋梁建設協会 会 長 本 實

鉄道事業者の応急対策(地震災害)

1 東日本旅客鉄道株式会社
(1) 対策本部の設置及び社員の参集
ア 地震災害の規模、状況に応じて横浜支社等に災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに災害現場には現地対策本部を設置する。
ただし、東京圏で震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに対策本部を設置する。

イ 東京圏で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全社員は自律的に勤務箇所、又は最寄りの駅区所へ非常参集する。
(2) 災害応急体制
ア 情報の収集及び連絡
災害に関する情報を迅速、かつ的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と密接な情報連絡をとる。

イ 緊急広報及び旅客の案内等
(7) 災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため揭示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。
(4) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輪送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。

(9) 災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに、広域避難場所への避難勧告のあったとき、及び一時避難場所が危険の恐れがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。
ウ 水防、消防及び救助に関する措置
(7) 駅において、水道管破裂等による道路面から浸水の恐れがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板、及び土のう積み工法等により浸水防止を図る。

(4) 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
エ 救助活動
(7) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。

(4) 列車等の大規模被害による多数の死傷者が発生した場合は、箇所長、及び乗務員は協力して速やかに負傷者の救出救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣、その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関及び地元医師会等に協力を要請する。
オ 通信連絡の方法
災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。

カ 電力の確保
災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講ずる等、早期給電を確保する。

(3) 交通輸送対策
災害区間着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(4) 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については次により旅客の安全を確保する。

ア 混乱防止の広報、営業中止、制限の時期等の告知

イ 旅客の避難誘導及び避難場所の案内

ウ 警備及び警察の要請

(5) 災害復旧

ア 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と、災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたてて実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害原因の調査分析結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

2 東海旅客鉄道株式会社

(1) 発災時等における業務体制の整備

ア 対策本部及び復旧本部体制の整備

発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により対策本部を設置する。また、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により復旧本部を設置する。

これらの本部については、設置要件、構成、運営要領等を整備しておく。

イ 非常参集体制の整備

旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するため参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておく。

(2) 施設に関する防災機能の整備

ア 施設の防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するような綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図る。

イ 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備する。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

ア 情報伝達ルートの確立

発災時等に災害応急体制の実施に必要な情報連絡が確実に行えるよう、次の各項に掲げる関係箇所との情報連絡ルートの確立を図る。

- ・必要な社内関係箇所との情報伝達ルートを定めておく。
- ・関係地方自治体及び関係公共機関との間で情報伝達ルートを定めておく。

イ 情報伝達手段の確保

発災時の災害応急処理、災害復旧に必要な情報伝達手段を確保するため、携帯電話、防災行政通信網、衛星通信設備の整備に努めるとともに、電話回線のうち通信事業が災害時、非常時の優先通話制度を設けているものについては予め申請手続きを行う。

(4) 旅客公衆等に対する体制の整備

ア 発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定める。

イ 負傷者の搬送体制等の整備

発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察、消防、近隣の医療機関と協力して緊急連絡体制、搬送体制を整備する。

ウ 駅構内等の秩序の維持

鉄道警察隊との密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客や公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努める。

(5) 防災資機材の整備等

ア 防災用品の整備

発災時に備えて、非常用食料、飲料水及びその他の緊急に必要な用品等を確保しておくとともに、点検整備を実施する。

イ 輸送手段の確保

発災時に道路の通行規制が実施される場合に備えて人命救助、応急復旧に要する資機材及び要員派遣に供する自動車を整備しておくとともに、関係地方自治体へ緊急通行車両事前届出及び緊急自動車の指定申請を予め行うておく。

ウ 応急復旧資機材の現況の把握及び運用

社内及び社外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時に緊急使用できるよう、その方法及び運用について予め定めておく。

(6) 防災上必要な教育・訓練

ア 社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施する。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施する。

(7) 広報体制の整備

発災時において被災線区の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等に発表できるよう、その体制を予め定めておく。

(8) 地震による運転規制

ア 地震防災システムが動作し、所定の地震強度区分になった場合には運転規制（運転中止、速度規制）を行う。

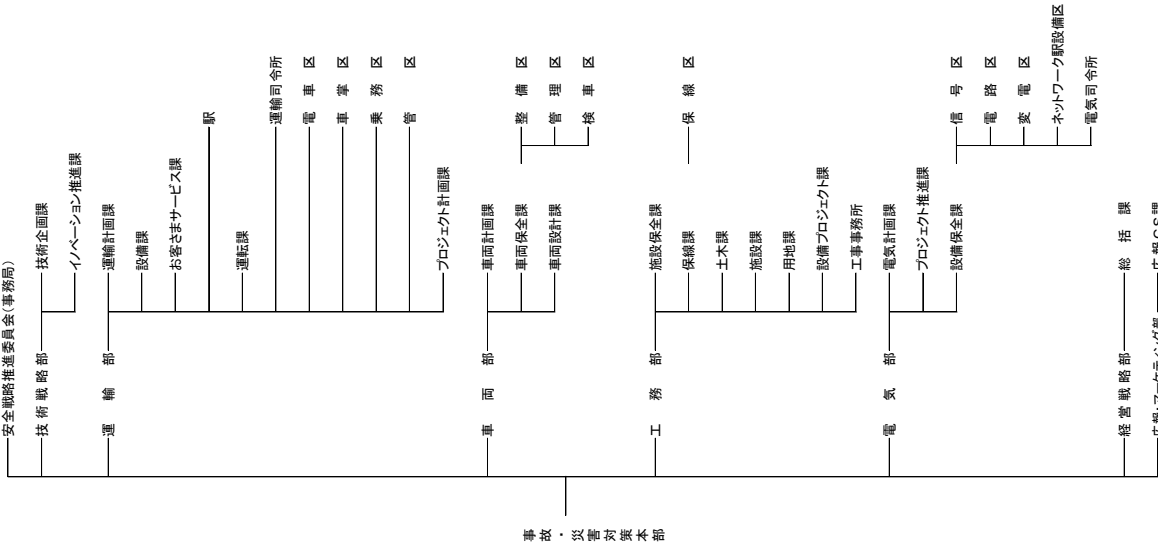
イ 運転再開については、運転規制区間の地上巡回等終了後、安全を確認した区間より順次運転を再開する。

3 東急電鉄株式会社

(1) 災害時の体制

ア 次の場合において、事故・災害対策本部を設置する。

暴風、豪雨、雷、豪雪、洪水、大規模地震その他の異常な自然現象等により会社の顧客、役員、従業員、財産に重大な被害が生じる事態または会社の事業の継続に重大な障害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。



(2) 災害時の初動措置
ア 運輸司令所長の取扱い

地 震 の 規 模	運 転 取 扱 い の 内 容
震度 4	(1) 直ちに全列車停止 (2) 震動停止後⇒注意運転(25km/h以下) (3) 駅長・区長・乗務員が異常なし確認⇒平常運転
震度 5 弱	(1) 直ちに全列車停止 (2) 駅長・区長・電氣司令所長が異常なし確認⇒先行列車が停止して位置まで運転再開(15km/h以下) (3) 乗務員が異常なし確認⇒注意運転(25km/h以下) (4) 電氣司令所長・保線区長が異常なし確認⇒平常運転
震度 5 強以上	(1) 直ちに全列車停止 (2) 電氣司令所長・保線区長が異常なし確認⇒注意運転(25km/h以下) (3) 駅長・区長が異常なし確認⇒平常運転

※ 地震警報システムの動作により全列車停止をさせた場合で地震が発生しないときは、地震到着時刻から3分経過後に平常運転に復帰する。また、システム動作後にキャンセル報を受信した場合は直ちに平常運転に復帰する。

イ 乗務員の対応

(7) 運転士は、強い地震を感知し危険と認めたとき、または運輸司令所長から停止指令があったときは、次の取扱いをする。

(地上区間)
橋梁、高架橋、築堤、ずい道等なるべく避けて直ちに停止する。
(地下区間)

信号現示条件に従って、すみやかに駅に進入停止する。

(イ) 震度5弱以上の地震が発生した場合で、駅間に列車が停止したときは、旅客救済のため、架線電圧・進路・信号現示・車両に異常がないことが確認できるときは、5km/h以下で最寄り駅まで運転させることができる。

ウ 線路の点検

(7) 保線区長の取扱いと点検要領

地震発生時における列車運転の取扱いは、異常気象時運転取扱規程によるものであるが、線路保守にあたる保線区長は、電氣司令所長から、警戒の通報および線路点検の要請を受けたときは、“工務部係員等の地震発生時線路及び建造物点検基準”により次の取扱いを行わなければならない。

- a 運輸司令所の地震警報装置が震度4の表示があったときは、電氣司令所長からの点検要請に対応できる体制の整備をする。
- b 運輸司令所の地震警報装置に震度5弱の表示があったときは、対象区間の添乗巡視を行う。
- c 運輸司令所の地震警報装置に震度5強以上の表示があったときは、対象区間の徒歩巡視を行う。
- d 勤務時間外の巡視は、“工務部係員の異常時対策内規”により、保線区長が緊急招集を行う。
- e 保線区長は異常の有無を保線課長および電氣司令所長に報告する。

3) 地震が発生した場合の取り扱い

イ. 運輸司令の取り扱い

運輸司令は、地震の発生を感知するか、駅長または営業主任（信号担当）もしくは乗務員から地震発生の報告を受けたときは、直ちに列車無線により全列車をいったん停止させたうえ、その程度に応じて次により取り扱うものとする。

(イ) 震度5強以上のときは、速やかに保守担当責任者に対し線路点検方を要請し、異常がないことを確かめるまで列車を運転させてはならない。

(ロ) 震度5弱のときは、駅長または営業主任（信号担当）から停車場構内の運転設備について、列車の運転に支障のないことの報告を受けた後、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度での注意運転を指令し、駅長および営業主任（信号担当）ならびに保守担当責任者に対して、その旨を通報する。

(ハ) 震度4のときは、駅長および営業主任（信号担当）ならびに乗務員に対し線路の状態を確認させ、見通しの範囲に異常を認めないときは、毎時35キロメートル以下の速度で注意運転を指令する。

(ニ) 震度3以下のときは、運転継続を指令する。

ロ. 駅長および営業主任（信号担当）の取り扱い

駅長および営業主任（信号担当）は、地震の発生を感知したときは運輸司令に速報するとともに、運転上危険と判断した場合は、列車の運転を見合わせ、通過列車は停止させ、旅客の安全等に留意するものとする。

運輸司令から指令があつたとき、および前項により列車の出發を見合わせるか、または通過列車を停止させたときは、保安装置等構内の施設を点検し、異常の有無を運輸司令に報告するとともに、必要に応じて関係箇所に通報するものとする。

ハ. 運転士の取り扱い

運転士は、列車運転中、運輸司令から地震発生による列車停止の指令を受けるか、または地震の発生を感知したときは、危険な箇所を避けて速やかに停止するものとする。

運転士は、前項により停止したときは、運輸司令からの指令に留意するほか、次の取り扱いによるものとする。

(イ) 見通しの範囲に異常を認めたときは、その状況を運輸司令または最寄り駅長に報告する。
(ロ) 運輸司令からの指令があるまで運転を開始してはならない。

5 小田急電鉄株式会社

大規模地震が発生した場合、総合対策本部を設置し「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づいた人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

(別紙1 「総合対策本部組織」参照)

(1) 大規模地震の初動対応

① 救護活動

ア 所属員は、自らの安全を確保するとともに、利用者および従業員等の救護、避難、初期消火活動を迅速に行う。

イ 救護、避難、初期消火活動に当たっては、関係防災機関等との連携に努める。

② 非常招集

ア 所属長は所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。

イ 所属員は就業時間外または休日、東京都23区、東京都多摩支部、神奈川県東部、神奈川県西部において、「震度6弱」以上の地震が発生した場合、所属長と連絡が取れない場合でも、あらかじめ定めた場所に出動する。

③ 情報の収集と集約・記録

ア 地震に関する情報収集と連絡通報に努める。

イ 災害情報はもとより、通信の状況、点検・復旧の時系列、列車の停止位置・対応状況、駅滞留者の状況、打合せの内容等を記録保存する。

④ 旅客への情報提供および避難誘導

ア 運転再開まで長時間見込まれる場合、近隣の避難場所を案内する。

イ 運転再開まで長時間見込まれる場合で、自治体が一時的に滞在施設を開設したときはその施設を案内する。

ウ 運行計画、振替・代替輸送機関の状況と利用案内を行う。

(2) 大規模地震発生時の運転取扱

① 地震計の計測値が40ガルを超過した場合、全線の列車を緊急停止させる。

② 緊急停止後、地震計の計測値ごとに定められた運転規制および施設の点検を実施する。

③ 地震計の計測値が100ガルを超過した区間については、徒歩点検を基本にした線路点検を実施する。線路点検終了後、必要により試運転列車による安全確認を行う。

④ 安全確認終了後、異常を認めない停車場毎に平常運転に復す。

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災計画

南海トラフ地震に係る地震防災計画については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて作成した「鉄道防災計画【地震災害編】（南海トラフ地震に係る地震防災計画）」により、必要な措置を行う。

(4) 東海地震に係る地震防災計画

東海地震に係る地震防災計画については、大規模地震対策特別措置法に基づいて作成した「鉄道防災計画【地震災害編】（東海地震に係る地震防災計画）」により、必要な措置を行う。

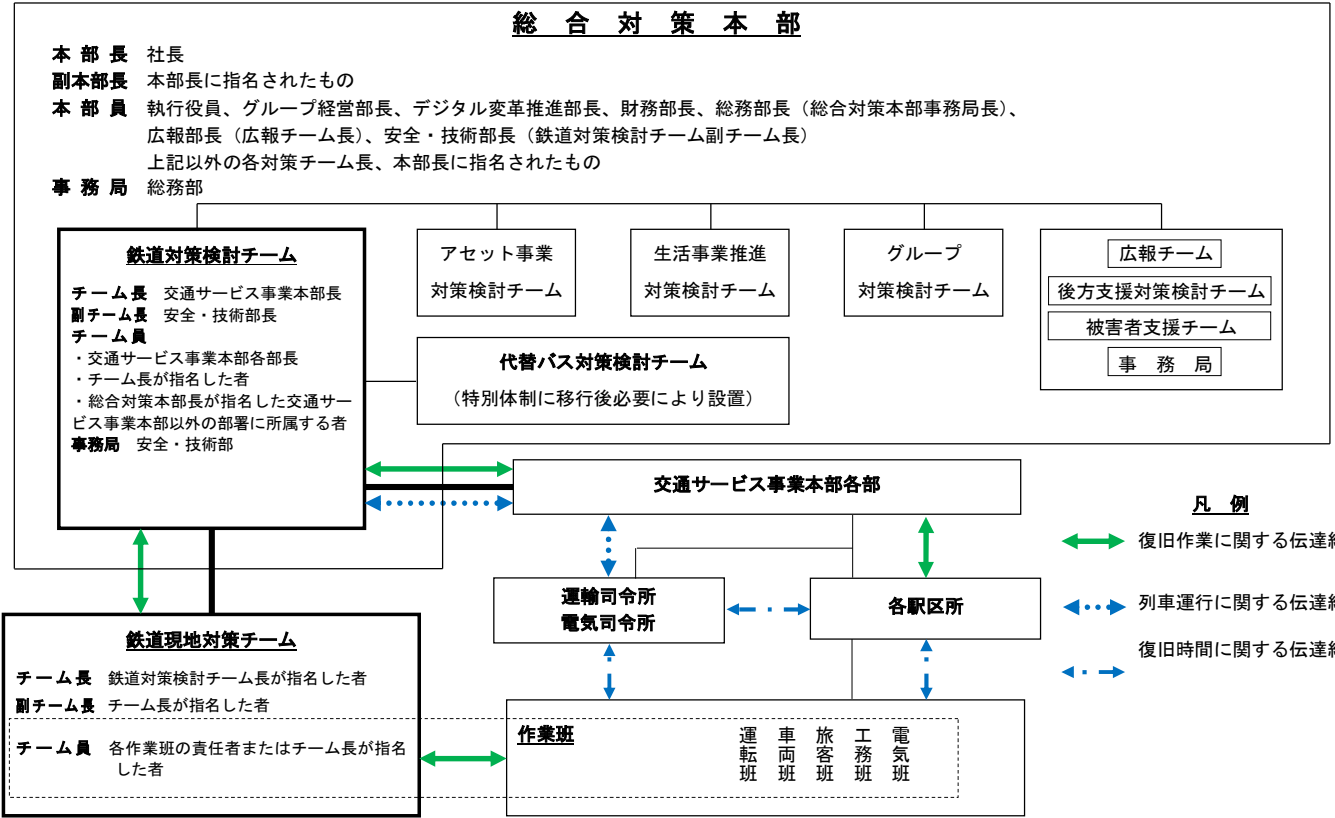
地震発生時の初動措置

40～79ガル	80～99ガル	100ガル以上
運輸司令所長	・40ガル以上を計測した場合、全線の列車に対し緊急停止を指令し、全列車の位置を把握する。 ・地震動停止後、地震計の計測値を関係駅区所長に通報するとともに、所管施設の点検を指令する。	・地震動停止後、運輸士に対し、15 km/h以下の注意運転を指令する。 ・地震動停止後、運転士に対し、25 km/h以下の注意運転を指令する。
乗務員	・注意運転後、異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。 ・運転中に強い地震を感じし、列車の運転が危険であると判断した場合は、直ちに列車を停止させる。ただし、築堤、切取り、トンネル、橋梁あるいは陸橋下のような場所を避け、安全と思われる場所に停止し、運輸司令所長に報告して、その後の指示を受ける。	・駅間に停止した列車の乗務員に対して、旅客を駅または隣切等より線路外まで誘導することを指令する。
各駅区所長	・駅長は、強い地震を感じし、列車の運転が危険であると判断した時は、列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令所長に報告し指示を受ける。 ・40ガル以上の場合は、所管施設の点検結果を運輸司令所長に報告する。	

6 相模鉄道株式会社

- (1) 事故・災害 等対策規則
この事故・災害等対策規則（以下「規則」という。）は、事故、災害及び不測の異常事態（以下「事故・災害等」という。）が発生し、または発生するおそれのある場合の措置を定め、もって輸送の安全を確保し、相模鉄道の社会的使命を果たすことを目的とする。
- (2) 事故・災害等の応急措置
特別非常体制、第2非常体制、警戒体制及び注意体制（以下「各種体制」という。）の発令及び解除の指令は社長が行うものとする。なお、特別非常体制及び第2非常体制が発令された場合には、本社部門は通常業務を必要最小限の人員で稼働し、その他の社員は、事故・災害等対策本部からの指示に基づき具体的な措置を講じるものとする。
- (ア) 特別非常体制
- ・大規模な災害が発生した場合。
 - ・東海地震注意情報が発表された場合。（南海トラフ地震が発生し、東海地震を誘発するおそれがある場合）
- (イ) 第2非常体制
- ・当社地震計が震度5弱以上を観測した場合。
- (ウ) 警戒体制
- ・地震—当社地震計が震度4を観測し、警戒体制をとる必要がある場合。
- (エ) 注意体制
- ・上記発令基準には至らないが、警戒が必要と認められるとき。
 - ・運転停止や被害が比較的軽微であると予想されるとき。
- (3) 情報連絡に関する計画
事故・災害に係る情報伝達系統は次による。
- (ア) 対策本部が設置されるまでの間の情報伝達系統は、別表7-1のとおりとする。
- (イ) 対策本部が設置された場合の情報伝達系統は、別表7-2のとおりとする。

総合対策本部設置後の組織と情報伝達経路



- し、復旧工事の計画を策定するものとする。
- (イ) 応急復旧工事について、あらかじめ関係する取引先と協議し、事故・災害等の発生時に必要な資機材及び要員が確保できるよう必要な措置を講じておかねばならない。
- (ウ) 復旧のための資機材について、常で使用できるよう整備しておくとともに、復旧要員の出動計画をたて、緊急出動できる体制を確立しておくかなくてはならない。
- (8) 旅客の応急輸送対策
- (ア) 災害の状況により異常時ダイヤ、又は地震ダイヤを適用して輸送の確保を図る。
- (イ) 事故・災害等の発生により代替輸送を必要とする場合は、別に定める「バスによる代替輸送の実施方法」に基づくものとする。

別 表

「地震の場合の運転取扱基準」	
	運 輸 司 令 長
震度4の場合	(1) 速やかに列車を停止させる指令をする。 (2) 駅長及び乗務員に対して、観測区域内は注意運転開始の指令をする。 (3) 観測区域内の駅長に対して停車場構内の点検を指令する。 (4) 駅長より停車場構内に異常がないことを確認するとともに、観測区域を最初に運転する列車の運転士に対して停車場間ごとに異常がないことを確認したのち、注意運転解除の指令をする。
震度5弱の場合	(1) 速やかに列車を停止させる指令をする。 (2) 運輸車両部・施設部現業長に観測区域内、駅長に停車場構内の点検を指令する。 (3) 停車場間に停止している列車があるときは、当該列車の運転士に対して最寄り停車場まで移動の指令をする。 (4) 前号によらず、停車場間に停止している列車があるときは、駅長及び乗務員に対して当該列車の乗客の避難誘導を指令する。 (5) 観測区域内の駅長及び工務現業長または電気現業長からの報告により、観測区域内に異常のないことを確認した場合は、注意運転開始の指令をする。 (6) 工務現業長及び電気現業長の双方から異常がないことなどを要する地震であるとして認められるときは、別途速度を指定する。
震度5強以上の場合	(1) 速やかに列車を停止させる指令をする。 (2) 運輸車両部・施設部現業長に対して観測区域内の点検を指令する。この場合停車場間に停止している列車があるときは、当該区間の点検方について協議する。 (3) 駅長及び乗務員に対して停車場間に停止している列車の乗客の避難誘導を指令する。ただし、工務現業長又は電気現業長から停車場間に停止している列車と最寄り停車場との間に異常がないことの報告を受けたときは、当該列車の運転士及び駅長に対して最寄り停車場まで移動の指令をする。 (4) 観測区域内の駅長に対して停車場構内の点検を指令する。 (5) 観測区域内の駅長及び工務現業長または電気現業長からの報告により、観測区域内に異常のないことを確認した場合は、注意運転開始の指令をする。 (6) 工務現業長及び電気現業長の双方から異常がないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指定する。

	駅 長
震度4の場合	(1) 走行中の列車を認めたときは停止させるとともに、停止中の列車は運転を見合わせる旨通告する。 (2) 運輸司令長より注意運転開始指令を確認するとともに、停車場構内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (3) 到着した列車の運転士から停車場間の異常報告を受けたときは、運輸司令長に報告する。
震度5弱の場合	(1) 走行中の列車を認めたときは停止させるとともに、停止中の列車は運転を見合わせる旨通告する。 (2) 停車場構内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (3) 停車場間に停止している列車の乗客の避難誘導を指令されたときは、当該列車の乗務員と協力して最寄り停車場または安全な箇所に避難誘導する。 (4) 到着した列車の運転士から停車場間の異常報告を受けたときは、運輸司令長に報告する。
震度5強以上の場合	(1) 走行中の列車を認めたときは停止させるとともに、停車場中の列車は運転を見合わせる旨通告する。 (2) 停車場間に停止している列車の乗客の避難誘導を指令されたときは、当該列車の乗務員と協力して最寄り停車場または安全な箇所に避難誘導する。 (3) 停車場構内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (4) 到着した列車の運転士から停車場間の異常報告を受けたときは、運輸司令長に報告する。
	運 転 士
震度4の場合	(1) 地震自動通報を受報するか、運輸司令長又は駅長から通告があったとき、あるいは感知したときは、速やかに列車を停止させ、必要に応じてパンタを降下させる。 (2) 注意運転開始の指令を受けたときは、観測区域内は25km/h以下で運転を行う。尚、運転の途中で異常を認めたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (3) 注意運転解除の指令を受けたときは、所定の速度に復する。
震度5弱の場合	(1) 地震自動通報を受報するか、運輸司令長の指令または駅長の通告があったとき、あるいは感知したときは速やかに列車を停止させ、必要に応じてパンタを降下させる。 (2) 最寄り停車場までの移動の指令を受けたときは、列車を移動させる。尚、運転の途中で異常を認めたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の停車場の駅長に報告する。 (3) 最寄り停車場までの移動ができず、乗客の避難誘導の指令があったときは車掌及び駅係員が行う作業に協力する。 (4) 注意運転開始の指令を受けたときは、指定された速度で注意運転する。尚、運転の途中で異常を認めたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (5) 注意運転解除の指令を受けたときは所定の速度に復する。ただし、運転速度を指令されたときは、指定された速度で運転する。

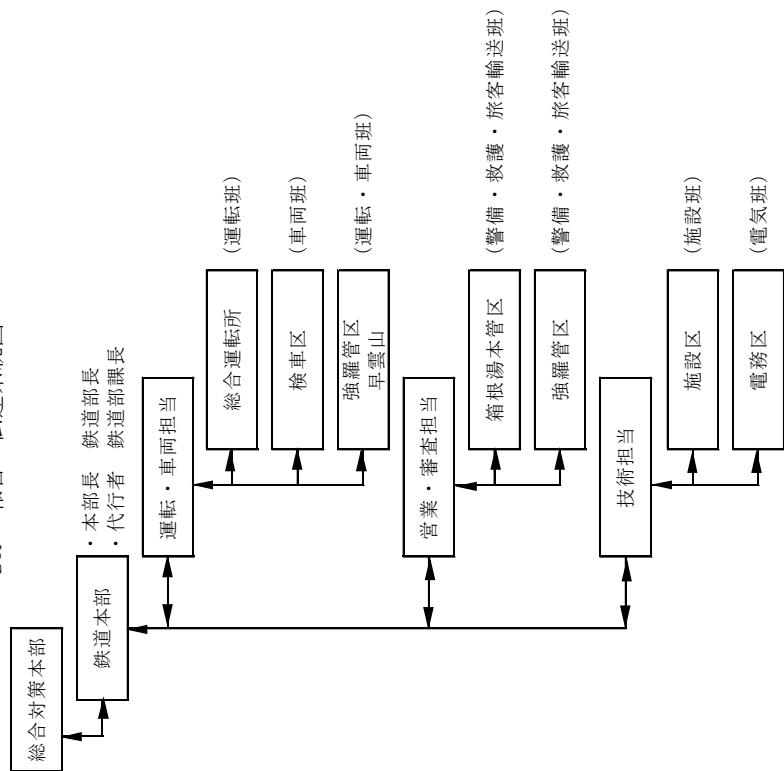
震度5強以上の場合	(1) 地震通報を受報するか、運輸司令長の指令または駅長または駅長の通告があったとき、あるいは感知したときは速やかに列車を停止させ、必要に応じてパンタを降下させる。 (2) 最寄り停車場までの移動の指令を受けたときは、列車を移動させる。 (3) 移動の途中で異常を認めたとときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (4) 乗客の避難誘導の指令があったときは、車掌及び駅係員が行う作業に協力する。 (5) 注意運転開始の指令を受けたときは、指定された速度で注意運転を行う。 (6) 注意運転解除の指令を受けたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (7) 注意運転解除の指令を受けたときは、所定の速度に復する。ただし、運転速度を指定されたときは、指定された速度で運転する。
震度4の場合	(1) 停止後、その旨旅客に対し放送する。 (2) 注意運転開始の指令があったときは、注意運転する旨放送する。 (3) 注意運転解除の指令があったときは、その旨放送する。
震度5弱の場合	(1) 停止後、その旨乗客に対し放送する。 (2) 観測区域内を点検する旨及び運輸司令長から別途指示があったときは、その旨放送する。 (3) 最寄り停車場まで移動の指示があったときは、その旨放送する。 (4) 最寄り停車場までの移動ができず、乗客の避難誘導の指令を受けたときはその旨放送し、運転士及び駅係員と協力して最寄り停車場又は安全な箇所へ避難誘導を行う。 (5) 注意運転開始の指令があったときは、観測区域内は注意運転する旨放送する。 (6) 注意運転の速度変更の指令があったときは、その旨放送する。 (7) 注意運転解除の指令があったときは、その旨放送する。ただし、運転速度の指定があったときは、その旨放送する。
震度5強以上の場合	(1) 停止後、その旨乗客に対し放送する。 (2) 観測区域内を点検する旨及び運輸司令長から別途指示があったときは、その旨放送する。 (3) 最寄り停車場まで移動の指令があったときは、その旨放送する。 (4) 最寄り停車場までの移動ができず、乗客の避難誘導の指令を受けたときはその旨放送し、運転士及び駅係員と協力して最寄り停車場又は安全な箇所へ避難誘導を行う。 (5) 注意運転開始の指令があったときは、観測区域内は注意運転する旨放送する。 (6) 注意運転解除の指令があったときは、その旨放送する。ただし、運転速度の指定があったときは、その旨放送する。
震度4の場合	(1) 列車の運転に支障があるときは、その旨運輸司令長に報告する。 (2) 観測区域内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (3) 被害が発生した場合は、早期復旧に努める。

震度5弱の場合	(1) 観測区域内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (2) 被害が発生した場合は、早期復旧に努める。
震度5強以上の場合	(1) 観測区域内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。この場合、運輸司令長と優先して点検する区間について協議する。 (2) 被害が発生した場合は、早期復旧に努める。

7 株式会社小田急箱根

- (1) 計画の目的
- この計画は地震に関する災害予防、災害応急対策および災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。
- (2) 地震災害対策組織
- 総合対策本部が設置された場合、事業継続計画（BCP）に基づき、鉄道本部を設置する。鉄道本部が設置されるまでは、鉄道線は総合運転所長、鋼索線は強羅管区長に報告し指令を受ける。

BCP 報告・伝達系統図



※ 災害復旧の状況に応じ、指令系統を鉄道線は総合運転所長
鋼索線は強羅管区長からの指令に切替える。

(3) 地震時の初動措置
①総合運転所長の取扱い

震度 4 地震 震終 息後	① 駅長に対し、列車一旦停止手配と駅構内の異状の有無を確認するよう指令する。 ② 異状なしを確認後、乗務員に対し注意運転および運転再開時の速度指定を指令する。 (運転再開時の速度指定) 小田原 間・・・25 km/h 以下 箱根湯本 間・・・20 km/h 以下 強羅 間・・・20 km/h 以下 ※ 乗務員の報告により、その区間の運転に支障がない旨を認められたときは、順次速度指定を解除する。 ③ 状況に応じ、乗務員に対し旅客の避難誘導または施設区長・電務区長に対し巡回点検を指令する。
---------------	---

震度 5 弱 地震 震終 息後	① 関係者に対し、列車停止手配と構内・線路・構造物・電線路の点検を要請する。 ② 停車場に停止した列車の乗務員に対し、旅客を駅または安全な場所へ避難誘導することを指令する。なお、旅客救済のため、駅施設・架線電圧・連絡・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ15 km/h以下で最寄り駅まで運転させることができる。この場合、駅長および施設区長、電務区長に対し、その旨を通告する。 ③ 運転再開の時機は、係員の徒歩またはATカートによる点検により、当該区間に支障がないと認められた場合とする。なお、必要により試運転列車による安全確認を行う。 ※ 試運転列車を運転する場合、または試運転列車を運転しないで最初に営業運転する列車の速度を次のとおり指定する。 小田原 間・・・25 km/h 以下 箱根湯本 間・・・20 km/h 以下 ※ 乗務員の報告により、その区間の運転に支障がない旨を認められたときは、順次速度指定を解除する。
震度 5 強 以上 地震 震終 息後	① 関係者に対し、列車停止手配と構内・線路・構造物・電線路の点検を要請する。 ② 停車場に停止した列車の乗務員に対し、旅客を駅または安全な場所へ避難誘導することを指令する。なお、旅客救済のため、駅施設・架線電圧・連絡・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ10 km/h以下で最寄り駅まで運転させることができる。この場合、駅長および施設区長、電務区長に対し、その旨を通告する。 ③ 運転再開の時機は、係員の徒歩またはATカートによる点検により、当該区間に支障がないと認められた場合とする。なお、必要により試運転列車による安全確認を行う。 ※ 試運転列車を運転する場合、または試運転列車を運転しないで最初に営業運転する列車の速度を次のとおり指定する。 小田原 間・・・20 km/h 以下 箱根湯本 間・・・15 km/h 以下 ※ 乗務員の報告により、その区間の運転に支障がない旨を認められたときは、順次速度指定を解除する。

②乗務員の取扱い

震度 4 地震 震終 息後	① 車掌は、旅客に対し適切な車内放送を行う。 ② 総合運転所長より運転再開の指示があったときは、指定された速度以下で注意運転を行い、その区間の状況を総合運転所長または駅長に報告する。 小田原 間・・・25 km/h 以下 箱根湯本 間・・・20 km/h 以下 ③ 列車の運転再開後、列車の運転に支障がある旨を認めたときは、列車を停止させ、総合運転所長にその状況を報告する。 ④ 総合運転所長より旅客の避難誘導の指示があった場合、乗務員相互に協力して転動防止手配を行い、供養事故の防止と旅客の混乱防止に努めるとともに、落石・鉄道施設の落下物、倒壊に注意する。駅構内にあつては駅長の指示に従う。
---------------	---

震度 5 弱 地震 終息後	① 車掌は、旅客に対し適切な車内放送を行う。 ② 総合運転所長の指示により旅客救済のため、駅施設・架線電圧・進路・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ 15 km/h 以下で最寄り駅まで運転する。 ③ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の避難誘導を指令された場合、乗務員相互に協力して転動防止手配を行い、併発事故の防止と旅客の混乱防止に努めるとともに、落石・鉄道施設の落下物、倒壊に注意する。駅構内にあっては駅長の指示に従う。ただし、総合運転所長の指示を受けられない場合でも、必要により自らの判断で旅客の避難誘導を行う。 ④ 総合運転所長より運転再開の指示を受け、試運転を行わない区間を最初に運転する列車は、下記の指定速度以下で注意運転を行い、その区間の状況を総合運転所長または駅長に報告する。 小田原 ～ 箱根湯本 間 …… 25 km/h 以下 箱根湯本 ～ 強 羅 間 …… 20 km/h 以下 ⑤ 列車の運転再開後、列車の運転に支障がある旨を認めたときは、列車を停止させ、総合運転所長にその状況を報告する。
震度 5 強 以上 地震 終息後	① 車掌は、旅客に対し適切な車内放送を行う。 ② 総合運転所長の指示により旅客救済のため、駅施設・架線電圧・進路・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ 10 km/h 以下で最寄り駅まで運転する。 ③ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の避難誘導を指令された場合、乗務員相互に協力して転動防止手配を行い、併発事故の防止と旅客の混乱防止に努めるとともに、落石・鉄道施設の落下物、倒壊に注意する。駅構内にあっては駅長の指示に従う。ただし、総合運転所長の指示を受けられない場合でも、必要により自らの判断で旅客の避難誘導を行う。 ④ 総合運転所長より運転再開の指示を受け、試運転を行わない区間を最初に運転する列車は、下記の指定速度以下で注意運転を行い、その区間の状況を総合運転所長または駅長に報告する。 小田原 ～ 箱根湯本 間 …… 20 km/h 以下 箱根湯本 ～ 強 羅 間 …… 15 km/h 以下 ⑤ 列車の運転再開後、列車の運転に支障がある旨を認めたときは、列車を停止させ、総合運転所長にその状況を報告する。

③駅長の取扱い

震度 4 地震 終息後	① 停車場に停車中の列車の出発を見合わせるとともに、総合運転所長の指示を受ける。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。 ② 総合運転所長に対し、駅構内の異状の有無を報告する。 ③ 人的損傷を認めたときは、速やかに消防署に救急車の手配を行うとともに、必要に応じ警察署に出動要請する。 ④ 構造物・線路等に異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに列車の停止手配を行うとともに総合運転所長および隣接駅長に報告する。 ⑤ 運転再開後、到着した列車の乗務員より運転した区間の支障の有無を報告された場合は総合運転所長にその旨を報告する。
-------------	---

震度 5 弱 地震 終息後	① 停車場に停車中の列車の出発を見合わせるとともに、総合運転所長の指示を受ける。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。 ② 総合運転所長に対し、駅構内の異状の有無を報告する。 ③ 人的損傷を認めたときは、速やかに消防署に救急車の手配を行うとともに、必要に応じ警察署に出動要請する。 ④ 構造物・線路等に異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長および隣接駅長に報告する。 ⑤ 構内放送等により旅客の動揺、混乱防止に努めるとともに、ホームおよび駅停車中の列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。(改札口の解放) ⑥ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の救出および避難誘導を指示された場合、係員を派遣する。 ⑦ 旅客救済のため最寄り駅に到着した列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。また、列車の乗務員から運転した区間の支障の有無を報告された場合は総合運転所長にその旨を報告する。 ⑧ 総合運転所長より運転再開の指令があったときは、列車運転に対する指示事項を確実に乗務員に伝達する。
震度 5 強 以上 地震 終息後	① 停車場に停車中の列車の出発を見合わせるとともに、総合運転所長の指示を受ける。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。 ② 総合運転所長に対し、駅構内の異状の有無を報告する。 ③ 人的損傷を認めたときは、速やかに消防署に救急車の手配を行うとともに、必要に応じ警察署に出動要請する。 ④ 構造物・線路等に異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長および隣接駅長に報告する。 ⑤ 構内放送等により旅客の動揺、混乱防止に努めるとともに、ホームおよび駅停車中の列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。(改札口の解放) ⑥ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の救出および避難誘導を指示された場合、係員を派遣する。 ⑦ 旅客救済のため最寄り駅に到着した列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。また、列車の乗務員から運転した区間の支障の有無を報告された場合は総合運転所長にその旨を報告する。 ⑧ 総合運転所長より運転再開の指令があったときは、列車運転に対する指示事項を確実に乗務員に伝達する。

④施設区長・電務区長・検車区長の取扱い

震度 4 地震 終息後	① 列車の運転に支障がある旨を認めたときは、総合運転所長に報告する。 ② 総合運転所長より点検の要請があった場合、徒歩や AT カートによる巡回点検または、添乗巡回点検を実施する。
震度 5 弱 地震 終息後	① 列車の運転に支障がある旨を認めたときは、総合運転所長に報告する。 ② 総合運転所長の要請により、施設区長・電務区長は全線の点検を 2 人 1 組、徒歩点検を基本とし計画する。なお、AT カートを使用することもできる。点検方法等については、総合運転所長と打合せる。 ③ 点検は目視にて、軌道の状態、構造物 (橋梁・トンネル・擁壁など) の状態、落石・倒木・家屋倒壊・土砂崩壊による線路支障・電線路構造物の状態など、異状の有無を確認する。なお、工事中の箇所は特に重点的に点検する。また、異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長に報告する。 ④ 旅客救済のため、注意運転のうえ 15 km/h 以下で最寄り駅まで運転させる旨の報告を受けたときは、当該列車が最寄り駅に到着した後でなければ、点検を開始してはならない。 ⑤ 徒歩または AT カートによる点検の結果を総合運転所長に報告する。点検終了後、必要により試運転列車による安全確認を行う。

震度5以上 地震終了後	① 列車の運転に支障がある旨を認めたときは、総合運転所長に報告する。 ② 総合運転所長の要請により、施設区長・電務区長は全線の点検を2人1組、徒歩点検を基本とし計画する。なお、AT カートを 사용할こともできる。点検方法等については、総合運転所長と打合せ。 ③ 点検は、総合運転所長と打合せ。 ④ 点検は目視にて、軌道の状態、構造物（橋梁・トンネル・擁壁など）の状態、落石・倒木・茅屋倒壊・土砂崩壊による線路支障・電線路構造物の状態など、異状の有無を確認する。なお、工事中の箇所は特に重点的に点検する。また、異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長に報告する。 ⑤ 旅客救済のため、注意運転のうえ1.0 km/h以下で最寄り駅まで運転させる旨の報告を受けたときは、当該列車が最寄り駅に到着した後でなければ、点検を開始してはならない。 ⑥ 徒歩またはAT カートによる点検の結果を総合運転所長に報告する。点検終了後、必要により試運転列車による安全確認を行う。
----------------	--

(4) 防災教育訓練

- ① 鉄道部長は、被害想定を踏まえた地震防災応急対策および地震災害時に必要な教育訓練を年1回以上実施する。
- ② 各職場は、関係機関で実施する防災訓練に積極的に参加し、地震災害防止に関する知識の向上を図る。

(5) 各施設の点検および耐震性の確保

- ① 建築物、構造物、設備等の耐震性の確保
 - 社内制定の鉄道技術実施基準、鉄道土木施設整備心得等により定期的に検査を実施し、健全性の確保に努めるものとする。
- ② 電気施設の点検
 - 社内制定の鉄道技術実施基準、運転保安設備整備心得、電力関係設備整備心得等により定期的に検査を実施し、健全性の確保に努めるものとする。

8 伊豆箱根鉄道株式会社

- (1) 基本方針
 - 旅客並びに運転の安全の確保を図り、災害による被害の軽減と速やかな復旧による輸送機関としての社会的責任を果たす。
- (2) 動員計画
 - ア 職場に常備された緊急時連絡系統図及び駅勢圏職員名簿並びに技術員緊急時連絡体制表により迅速に行うものとする。
 - イ 運転指令者は地震計による震度により判断し電力指令と協力し関係者に通告する。地震を感じた場合、関係者は昼夜にかかわらず招集または自己判断により定められた職場、又は箇所に集合し、参集について運転指令者または職場長に報告する。
 - (3) 職員の参集と情報の収集
 - ア 運転指令者は、電力指令者及び関係職場長との連絡を密にし、参集人員の把握、点検警戒体制の確認を行うとともに適切な指示を行って、情報の収集等の整理に努めなければならない。
 - イ 保線区長・電気区長は直ちに、別に定める点検警戒担当区域に係員を派遣して異常の有無を、また駅長と協力して地震に関する情報と必要事項の報告をする。
 - ただし、震度が判明した場合は、その震度に応じて、点検箇所の指定を行うものとし、運転に支障する被害が生じた場合は、現地対策班の設置または対策本部設置について具申する。
 - ウ 運輸係員は、定められた駅・区に参集後は責任者を選定し、技術係員と協力し被害状況の収集及び旅客の案内、運転方についての対応を行う。
 - (4) 地震時の初動措置
 - ア 初動時における震度は、当社地震計によるものを基準とし、テレビ・ラジオ等公共

機関から発表された震度が判明した場合、運転指令者が比較し震度の大きいものを適用して指令する。

イ 運転指令者及び駅・区長は、強い地震（震度4以上）を感じたときは、直ちに列車を停止させる手配をとり、必要に応じて電力指令者と打合せわせて停電の手配を行う。

ウ 運転指令者からの伝達は、原則として列車無線または、一斉放送によるので列車無線設置駅（箇所）は直ちに列車無線を開局して以後の指令に備えるものとする。

エ 管区長は、無人駅へ係員の派遣を行い、点検警戒箇所報告、最寄駅集合体制及び旅客の案内に支障のないようにしなければならない。

オ 駅長は、最寄駅集合体制、技術員緊急連絡体制により参集した係員についての点検警戒等の指示または報告体制を万全にし、運転指令者または区長との連絡を密にしなければならぬ。この場合、参集者が上長であるときは責任者を選定する。

カ 区長は、震度に基づき点検を指示し、点検警戒箇所の異常の有無を確認する手配を行う。

(5) 運転方及び点検方の基準

地震初動時の運転方及び点検方の基準は、次のとおりとする。
この場合、運転規制の解除については、余震のないこと及び異常のないことを運転指令者が確認した後とする。

震度	計測震度	運 転 方	点 検 方
3 以下	3.4 以下	正常運転	
4	3.5～4.4	一旦停止 区間初列車 25km/h以下の運転 区間次列車 45km/h以下の運転 重点箇所点検終了後 正常運転	(運転と併行) 計測震度 3.5～3.9 重点箇所点検 ※1 計測震度 4.0～4.4 重点箇所点検 ※1・2
5 弱	4.5～4.9	緊急停止・運転停止 (全列車点検終了まで停止)	全線区点検
5 強	5.0～5.4	全線路・構造物点検終了後 区間初列車 25km/h以下の運転 以後、正常運転	(列車停止区間最優先)
6 弱・6 強 (5.5～6.4)・7 (6.5以上) の地震が発生した場合の運転・点検方については、震度5 (計測震度4.5～5.4) と同じ			

注 重点点検箇所（※1・2）は、異常時点検警戒区域表による。

9 江ノ島鉄株式会社

地震・津波

- 【地震】
 - (地震発生時の取扱)
 - 地震が発生したとき運転司令者は、次のとおり取扱わなければならない。
- (1) 地震計により震度4以上のときは、全列車等に一旦停止を指令し関係箇所に点検を要請する。

- (2) 関係箇所より異常のない旨の報告を受けたのち、運転士に対して注意運転を指令する。
- (3) 注意運転ののち、異常のない旨の報告を受けてから、平常運転に復する。
- (4) 地震が発生してから継続的に地震に関する情報を収集する。
2. 地震が発生したとき施設区長は、運転司令者からの要請があったとき線路の巡回点検をして設備状況および列車等の運転規制に関してその必要の有無を運転司令者に報告するものとする。
3. 地震が発生したとき乗務員は、次のとおり取扱わなければならない。
- (1) 運転士および車掌は、運転中に強い地震を感じし列車等の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止または列車の出
- (2) 前号により列車等を停止させたときは、停止位置がトンネル内、崖付近、高架および橋梁および車両の入換えを見合わせて、運転司令者の指令を受ける。梁上あるいは橋梁下のようなどは、安全と思われる場所に列車等移動する。
4. 地震が発生したとき駅長は、運転司令者より地震のため点検の依頼を受けたときは、速やかに構内における支障の有無を確認して運転司令者に報告するものとする。

【参考】目測による震度

震度	名称	解説
0	無感	人体に感じられないで、地震計に記録される程度の地震。
1	微震	静止している人や、特に注意深い人だけに感ずる程度の地震。
2	軽震	大勢の人に感ずる程度のもの、戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震。
3	弱震	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊下げ物が相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。
4	中震	家屋の動揺が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛出す程度の地震。
5	強震	壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れたり、煙突、石垣等が破損する程度の地震。
6	烈震	家屋が倒壊し、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度の地震。
7	激震	ほとんどの家屋が倒壊し、山崩れ、地割れ、断層等を生ずる地震。

【津波】

- (津波による影響のある区間)
- 津波による影響のある区間は、藤沢駅から鎌倉駅間の全線とするものとする。
- (1) 駅長、乗務員および関係箇所に列車無線や電話等により、警戒態勢に備えるよう指令すること。
- (2) 運転士に対しては周囲の状況、線路等に注意して運転するよう指令すること。
2. 前項第2号による指令を受けた運転士は、周囲の状況に注意して運転するとともに、線路等に異常を認めたときには直ちに列車等を停止させ、運転司令者に報告しなければならない。

【参考】津波に関する警報・注意報の分類

警報・注意報の分類		解説
大津波警報	3メートルより高い津波が予想されるとき	
津波警報	1メートルより高く、3メートル以下の津波が予想されるとき	
津波注意報	20センチメートル以上、1メートル以下の津波が予想されるとき	

(大津波警報または津波警報が発令された場合の運転司令者の取扱)

大津波警報または津波警報が発令されたとき、運転司令者は、次のとおり取扱わなければならない

- ない。
- (1) 列車無線にて各列車に対し、最寄り停車場での列車抑止および旅客避難誘導指令を行うこと。ただし、津波到達予想時刻までいとまがある場合は、旅客に対して避難を促す案内を行ったのち、運転を見合わせることをする。
- (2) 電話等にて駅長に対し、最寄り停車場での列車抑止および旅客避難誘導指令を行うこと。
- (3) 列車が駅間で停車を余儀なくされた場合は、その乗務員に対して旅客の降車指令を行うとともに、列車の留置および旅客避難誘導指令を行うものとする。

2. 旅客避難誘導指令を行った全乗務員から、避難準備完了報告を受けた運転司令者は、直ちに指定避難場所へ避難すること。ただし、津波来襲によりいとまのない場合においては、全乗務員からの避難準備完了報告の確認を省略し、避難するものとする。

(大津波警報または津波警報が発令された場合の電力司令者の取扱)

大津波警報または津波警報発令情報を受けた電力司令者は、全列車抑止を確認したのち、全変電所の直流送電を停止させなければならない。ただし、津波来襲によりいとまがない場合においては、これを省略する。

(大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた乗務員の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた乗務員は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 最寄り停車場に停車後、直ちに旅客避難誘導準備を行うものとし、運転士については列車の留置作業を行い、いとまのない場合においては転動防止、車内倒錠のみ行うこととする。車掌については、旅客避難誘導に努めること。
- (2) 駅係員が配置されている停車場に停車した場合には、駅係員の避難誘導者とともに、また駅係員が配置されていない停車場に停車した場合においては、乗務員が最寄り避難場所、もしくはなるべく高所へ旅客を避難誘導する。
- (3) 避難誘導の際、旅客の中から協力者を確保できたときは、協力一致してそれを行うこと。
- (4) 避難完了後は対策本部へ連絡し、避難先では消防等関係機関の指示により行動すること。
- (5) 列車からの降車退避および避難誘導のときは、旅客の生命ならびに安全に対して全力を尽くして保護するように努めること。

2. 駅間で停車を余儀なくされた場合は、列車の留置、および旅客避難誘導を行うものとし、前項第3号から第5号までの取扱いをする。

3. 検車区構内において、入換作業を行っている乗務員は検車区長の指示に従うこと。

(大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた駅長の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた駅長は、直ちに旅客に対して情報を周知させるとともに次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 旅客避難誘導準備、駅施設準備および駅舎内の電源ブレーカーを「切」にする。ただし、駅施設および駅舎内の電源ブレーカーを「切」にするいとまがない場合には、これを省略し旅客避難誘導を最優先とし、最寄りの避難場所、もしくはなるべく高所へ旅客を避難誘導すること。

- (2) 前条第1項第3号から第5号までの取扱いをすること。

- (3) 駅長不在および駅係員無配置の停車場には、遠隔放送等を使用して旅客に状況と避難勧告の発令を知らせるものとする。

(大津波警報または津波警報発令を受けた検車区長の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令を受けた検車区長は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 作業中の係員に対し、留置車両の電源遮断および転動防止を指示し、係員を避難させる。
- (2) 避難完了後、対策本部へ報告する。

(大津波警報または津波警報発令を受けた施設区長の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令を受けた施設区長は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 直ちに詰所の施設を行い、最寄り避難場所に係員を避難させる。
- (2) 詰所を離れて作業を行っている係員には、直ちに最寄りの避難場所へ避難するように指示する。ただし、作業が停車場付近の場合は、駅係員、乗務員に協力して旅客避難誘導を行うよう指示すること。
- (3) 避難完了後、対策本部へ報告する。

(運転司令者と交信不能時の取扱)

駅長、乗務員および関係箇所より運転司令者との交信において、運転司令者への呼出しを3回行うも応答がなかった場合は、旅客および係員の生命ならびに安全に対して、最善と思われる取扱いをしなければならない。

10 湘南モノレール株式会社

(1) 災害対策組織

災害が発生した場合、被害を最小限に食い止め、旅客の安全を確保するため災害対策本部を本社に設置し、復旧および救援作業等の指示を行う。

- ア 情報収集・伝達
- イ 施設点検、被害状況の把握
- ウ 応急輸送対策
- エ 応急復旧対策
- オ 緊急応援者の動員
- カ 指定工事者等の応援依頼
- (3) 通信連絡体制
- ア 無線電話および社内専用電話を利用し、災害情報、応急活動等を連絡指示する。
- イ 緊急自動車（無線付）を災害地へ急派し連絡にあたる。

11 横浜交通局（横浜市営地下鉄）

(1) 運転規制について

- ア 地震が発生した場合の列車の運転取扱い
- (7) 震度4の地震が発生した場合は、2.5km/h以下の注意運転をする。ATO運転中の列車運転士は、一旦停止し手動運転で注意運転を行う。
- (4) 震度5弱の地震が発生した場合は、全列車停止させる。総合司令所長は震動停止後、各列車の運転士に先行列車の位置まで、2.5km/h以下の注意運転を指令する。
- (9) 震度5強の地震が発生した場合は、全列車停止させる。総合司令所長は振動停止後、駅間の運転士に最寄駅まで最速行運転を指令する。保守係員の点検終了後、先行列車の位置まで2.5km/h以下の注意運転を指令する。
- (4) 震度6弱以上の地震が発生した場合も停止後の措置については震度5強と同様。
- (4) 早期地震警報システムにより震度5弱以上の高度利用者向け緊急地震速報を受信した場合は、全列車自動停止する。
- イ 運転規制の解除
- (7) 震度4の地震の震動が停止した後、運転士及び管区駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
- (4) 震度5弱の地震の震動が停止した後、乗務員及び管区駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
- (9) 震度5強以上の地震の震動が停止した後、施設区長及び電気区長の点検結果によ

り、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。

ウ 運転士の対応

- (7) 駅間に停止した列車は、総合司令所長から、最徐行による注意運転の指令を受けて最寄り駅に停止させる。
- (4) 送電停止により駅間に停止した場合、総合司令所長に報告し、指示を受ける。
- (9) 停電等の理由により、長時間にわたって運転再開不能となった場合で、総合司令所長から、旅客を避難誘導する旨の指令があった時は、乗客を最寄り駅に誘導する。
- (4) 運転士は、旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、混乱を防止する。

(2) 応急活動について

震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。

- ア 被害状況の把握
- イ 負傷者の応急救護
- ウ 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者等を優先する）、混乱防止と輸送状況の広報
- エ 出火防止及び初期消火
- オ 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
- カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携
- キ 応急輸送活動

12 株式会社横浜シーサイドライン

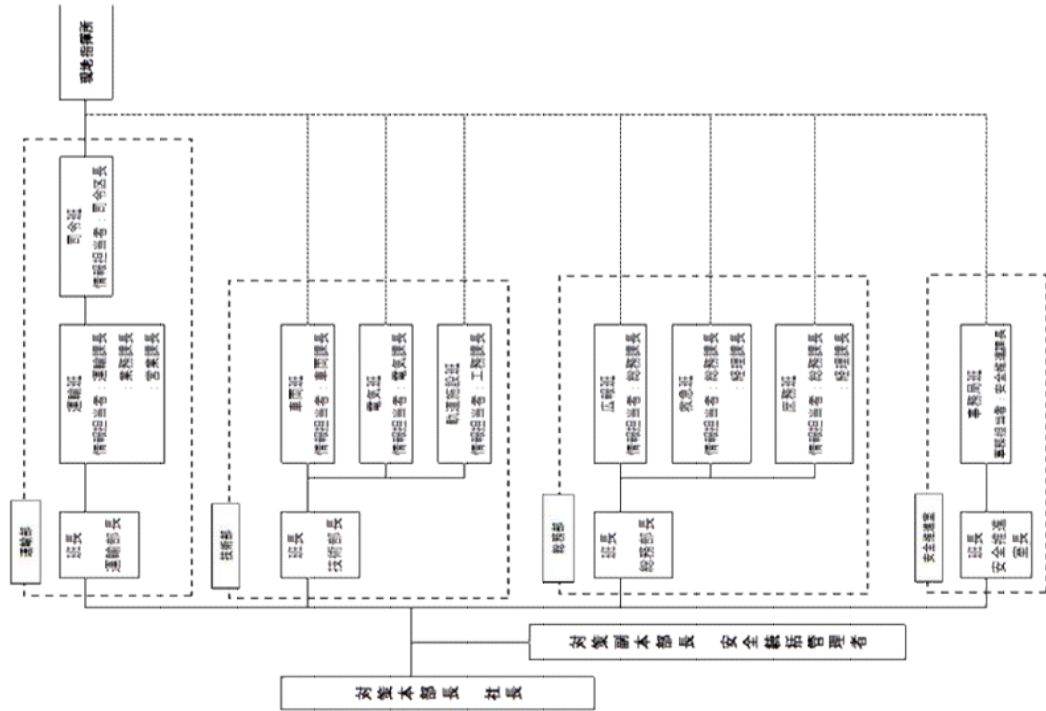
(1) 対策本部の設置

社長又は安全統括管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意思決定、情報の共有、及び伝達の迅速化を図り、お客さま対応、復旧作業、運行継続、及び広報対応等を総合的に実施するため、対策本部を設置する。

- (1) 気象庁等より、横浜市内に次のいずれかが発表されたとき
- ア 津波警報、大津波警報
- イ 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震）
- ウ 南海トラフ地震に関する情報
- (2) 司令区の防災監視装置に震度5が表示されたとき。司令区からの情報が取得できない場合は現象庁等より、横浜市内（金沢区・磯子区）に震度5弱以上が発表されたとき
- (2) 対策本部の組織
- (1) 対策本部の組織は別表3を基本とし、必要に応じて調整する。また、対策本部長、対策副本部長又は各班長が指名した者を対策本部員とする。
- (2) 社長が対策本部長を務めることができない場合は、対策副本部長、運輸部長、技術部長、総務部長、安全推進室長又は対策本部に最初に到着した各課長の順にその職務を代行する。
- (3) 各部長等が班長を務めることができない場合は、対策本部長又は対策副本部長がこれを指名する。
- (4) 各課長が情報担当者・事務担当者を務めることができない場合は、班長がこれを指名する。

別表 3

対策本部の組織



(2) 初動処置
ア 司令区の処置

運輸・電力司令は、地震を感じたときは速やかに司令所の地震警報器により警報を確認し、第1次警報（震度4）以上であるときはその震度に応じて、次の処置を講じること。

- (1) 第1次警報（震度4）の場合
 - (7) 地震発生時
 - a 直ちに全列車を停止させること。
 - b 震度を確認し、関係課・区に通報すること。
 - (4) 地震終息後
 - a 全列車に係員を添乗させ毎時20キロメートル以下の速度とし線路の目視点検を指令すること。
 - b 運転再開を関係課・区に通報すること。
 - c 添乗係員からの報告により線路に支障がない旨を確認できたときは運転規制を解除し、正常運行の確保に努めること。
- (2) 第2次警報（震度5）の場合
 - (7) 地震発生時
 - a 直ちに全列車を停止させ、き電停止すること。
 - b 震度を確認し、関係課・区に通報すること。
 - (4) 地震終息後
 - a 駅間停止列車に係員の派遣を指令すること。
 - b 関係区に対し、速やかに社有自動車および歩行等により線路（橋脚、橋桁部含む）の点検を指示すること。
 - c 線路点検の結果は、各駅間ごとに異常の有無の報告を受けること。
 - d 全区間異常のないことを確認した後、対策本部および関係区長に送電する旨を通報し、安全確認を待た後、き電を再開すること。
 - e 線路点検担当者から列車の運転に支障がある旨の通報を受けたときは、その状況を把握し対策本部および関係区長に速やかに通報すること。また駅設備に支障がある場合も、対策本部および関係区長に通報すること。

イ 駅務区長の処置

駅務区長は、強い地震を感じたときはまたは運輸・電力司令から第1次警報（震度4）以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて次の処置を講じ、その旨を逐次対策本部および・運輸・電力司令に通報すること。

- (1) 第1次警報（震度4）の場合
 - (7) 地震終息後
 - a 駅諸設備および構内諸設備の目視点検すること。
 - b 運輸・電力司令の指令を受け係員を添乗させること。
 - (2) 第2次警報（震度5以上）の場合
 - (7) 地震終息後
 - a 運輸・電力司令の指令を受け、駅間停止列車に係員を派遣し、旅客の救出および避難誘導をさせること。
 - b 自動券売機および定期券発行機は停止し、改札口は開放すること。
 - c 旅客の動揺制止に努めるとともにホームおよび駅停車中の列車の旅客を改札機外へ誘導すること。
 - d 自駅および管内駅の諸設備の異常の有無を点検すること。
 - (3) 通信が途絶した場合
 - 運輸・電力司令との通信が途絶した場合は、直ちに第2次警報（震度5以上）の処置等臨機の処置をとること。
 - (4) 旅客の避難誘導
 - 旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱防止と秩序維持に努めるとともに、危険と思われるときは、安全な場所に避難誘導すること。また、負傷者を認めたときは、救急の手段に最善を尽くすこと。
- ウ 保守担当責任者の処置
 - 保守担当責任者は、強い地震を感じたとき、または運輸・電力司令から第1次警報

緊急輸送道路管理マニュアル (抜粋)

(平成 30 年 3 月 1 日改訂)

神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

1 協議会規約

(省略)

2 道路情報の連絡体制

(1) 緊急輸送道路の管理者の体制及び道路パトロールの実施

ア 神奈川県内に地震が発生した場合、各緊急輸送道路の管理者（港湾管理者及び京浜河川事務所を含む。以下同じ。）は、その機関において定められた実施基準に基づき、道路（港湾管理者にあっては臨港道路、京浜河川事務所にあっては緊急河川敷道路。以下同じ。）パトロールを実施する。

イ 神奈川県内で震度 5 弱以上の地震（気象庁発表）が発生した場合、各道路管理者（その機関に災害対策本部（支部）が設置された場合は、その中で道路を担当する部門。以下同じ。）は、その機関の災害対策本部（支部）の設置状況、所在、最も有効な連絡手段及び連絡先等を相互に連絡する。

ウ 各港湾管理者（その機関に災害対策本部（支部）が設置された場合は、その中で臨港道路を担当する部門。以下同じ。）及び京浜河川事務所は、その関係する道路管理者（原則として、横浜港は横浜市・京浜河川事務所、川崎港は川崎市、横須賀港は横浜国道事務所、その他港湾は神奈川県。以下、「関係する道路管理者」という。）と上記の内容を相互に連絡する。また、神奈川県道路管理課へも連絡を行う。

(2) 道路情報の相互連絡

ア 各道路管理者は、把握した道路情報を相互に連絡する。

イ 各港湾管理者及び京浜河川事務所とその関係する道路管理者は、把握した道路情報を相互に連絡する。また、各港湾管理者及び京浜河川事務所は神奈川県道路管理課へも連絡を行う。

ウ 情報連絡にあたっては、電子メールを第一に活用するものとし、使用できない場合には F A X を使用し、書面による連絡を原則とする。また、情報連絡を確実に行うため、送信者は受信者へ着信確認を行う。

(震度 4) 以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の処置を講じること。

(1) 第 1 次警報（震度 4）の場合

(7) 地震終息後

a 直ちに、添乗目視点検をすること。

(2) 第 2 次警報（震度 5 以上）の場合

(7) 地震終息後

a 保守担当責任者は、運輸・電力司令の線路（橋脚、橋桁部含む）点検指令により、線路点検をすること。この場合は、原則として 2 人 1 組とし、社有自動車または歩行等で点検すること。また、無線機を携帯すること。

b 保守担当責任者は、線路点検担当者の人員を把握し、点検担当者が少数または不在の場合は、他の係員に応援を依頼して線路点検担当者を定め、職氏名を運輸・電力司令に報告すること。

c 線路点検担当者は、線路（橋脚、橋桁部含む）点検を行い、各駅間ごとに異常の有無を運輸・電力司令に通報すること。

エ 乗務中の運転員および添乗中の係員の処置

運転員または係員は強い地震を感じたとき、または運輸・電力司令から第 1 次警報（震度 4）以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、次の処置を講ずること。

(1) 第 1 次警報（震度 4）の場合

(7) 地震発生時

a 運転員は、直ちに停止すること。

(f) 地震終息後

a 運転員は、運輸・電力司令の指令を受け運転を開始するときは、毎時 20 キロメートル以下の速度で線路等の状態および支障の有無を確認すること。

b 運転員または添乗した係員は、駅間ごとの異常の有無を運輸・電力司令に通報すること。

(2) 第 2 次警報（震度 5 以上）の場合

(7) 地震発生時

a 運転員は、直ちに停止すること。

(f) 地震終息後

a 運転員および添乗中の係員は、状況により旅客を避難誘導すること。

b 運輸・電力司令の指令に従うこと。

オ お客さまへの案内

司令区長及び駅務区長は、事故、災害等が発生したときは係員を指揮し、放送設備及び揭示等により案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。

カ 報道機関等への情報開示

総務課長は、事故、災害等が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのある場合は、対策本部長、対策副本部長及び総務部長と協議のうえ、適宜、関係行政機関との調整を図り、報道機関等へ情報を開示する。

エ 連絡様式は、各機関で定められている様式とし、「緊急輸送道路ネットワーク図」に基づき、相互に路線名、区間、箇所等が把握できるように、その位置図を添付する。

(3) 道路情報の連絡内容及び連絡頻度

ア 各緊急輸送道路の管理者の情報連絡の基準は、気象庁発表の震度によるものとし、神奈川県内において、

(ア) 震度4の場合は、被害が生じたときに

(イ) 震度5弱以上の場合は、被害の有無にかかわらず連絡を行う。

イ 情報連絡の頻度は、発災後の第一報から、被害状況の判明に応じ、また、その後の応急復旧などの状況が変化した場合とする。

ウ 連絡内容

(省略)

(4) 道路情報の取りまとめ及び共有

ア 神奈川県県土整備局(災害対策本部が設置された場合は、神奈川県災害対策本部県土整備部。未設置の場合は神奈川県県土整備局道路部道路管理課。以下同じ)は、自ら収集した情報及び各道路管理者から連絡された情報から、被害箇所、通行止区間、迂回路、被災施設の応急復旧又は本復旧の状況及び見通し等を神奈川県広域道路情報として取りまとめる。

イ 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を構成する機関に伝達し、情報の共有を図る。

ウ 各緊急輸送道路の管理者の機関に災害対策本部(支部)が設置された場合、神奈川県県土整備局は神奈川県災害対策本部統制部にその広域道路情報を報告し、同じく、他の緊急輸送道路の管理者もその機関の災害対策本部(支部)の統制を担当する部門に報告する。

エ 横浜市の維持課、川崎市の道路施設課及び相模原市の土木政策課は、神奈川県県土整備局に情報連絡員を派遣し、神奈川県広域道路情報の取りまとめを行う。

オ 各緊急輸送道路の管理者は、情報網が混乱し、連絡が不能又は極めて困難な場合は、情報連絡員の派遣や、連絡が取れる他の緊急輸送道路の管理者を経由するなどあらゆる手段を駆使して、神奈川県県土整備局が行う広域道路情報の収集及び緊急輸送道路の管理者間の情報伝達、共有に協力する。

(5) 警察との道路情報連絡

ア 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を神奈川県警察整備本部交通対策班(神奈川県警察整備本部が未設置の場合は、神奈川県警察本部交通部交通規制課。以下同じ。)に連絡するとともに、神奈川県警察整備本部交通対策班から得た情報を各緊急輸送道路の管理者へ連絡する。

イ 緊急を要する場合及び箇所ごとの詳細情報の照会等の場合に関しては、各緊急輸送道路の管理者は、神奈川県警察整備本部交通対策班又は所轄警察署と、直接、情報連絡を行う。

ウ 情報網が混乱し連絡が不能又は極めて困難な場合、神奈川県警察整備本部交通対策班との情報連絡を密にするため、神奈川県県土整備局は情報連絡員の派遣について、神奈川県警察整備本部交通対策班へその受入を要請し、情報の収集伝達に努める。

(6) 自衛隊との道路情報連絡

ア 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を自衛隊に連絡する際は、情報の混乱を避ける観点から、原則として神奈川県災害対策本部統制部を介して行うとともに、自衛隊から得た情報を各緊急輸送道路の管理者へ連絡する。

イ 緊急を要する場合、情報網が混乱し神奈川県災害対策本部統制部又は神奈川県県土整備局と連絡が不能又は極めて困難な場合、箇所ごとの詳細情報の照会等の場合には、各緊急輸送道路の管理者は、その機関の災害対策本部を介して、直接、自衛隊と情報連絡を行う。この場合、各緊急輸送道路の管理者は、事後、速やかに、神奈川県災害対策本部統制部又は神奈川県県土整備局にその旨連絡する。

(7) 住民・報道機関等への道路情報の提供

ア 報道機関への道路情報の提供は、各機関の災害対策本部(支部)が行う。

イ 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を日本道路交通情報センターに提供する。緊急を要する場合及び箇所ごとの詳細情報の照会等の場合には、各緊急輸送道路の管理者は、日本道路交通情報センターと直接、情報連絡を行う。

ウ 各緊急輸送道路の管理者は、自らが設置している道路情報板や県警察が設置している交通情報板の表示内容(迂回路、通行止等)について、関係する他の緊急輸送道路の管理者及び神奈川県警察整備本部交通対策班と調整を行う。

エ 神奈川県県土整備局は、県内の広域的な道路情報の表示内容、方法等について、神奈川県警察整備本部交通対策班と調整し、関係する各緊急輸送道路の管理者に連絡する。

オ 各緊急輸送道路の管理者及び県警察は、事前対策として、緊急輸送道路（緊急交通路指定想定路線）に、災害時規制予告板を設置するなど、地域住民・一般車両の運転者に対する広報に努める。

3 道路啓開のシステム

（１）緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開優先順位の調整

ア 神奈川県県土整備局は、神奈川県警察警備本部交通対策班から県公安委員会による緊急交通路指定の情報を収集し、各緊急輸送道路の管理者に伝達する。

イ 各緊急輸送道路の管理者は、その機関の災害対策本部（支部）の統制を担当する部門と連携して、それぞれが管理する地域・区間及び隣接する他機関が管理する道路・港湾に関するすべての被害状況及び道路の被災状況、応急復旧の見込み、緊急交通路指定状況等を考慮して、緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開・復旧に関する優先順位の方針を策定し、神奈川県県土整備局へ連絡する。

ウ 神奈川県県土整備局は、緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開・復旧について各緊急輸送道路の管理者が策定した優先順位の方針を取りまとめ、神奈川県災害対策本部統制部、神奈川県警察警備本部交通対策班と緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整する。

エ この調整を受け、神奈川県県土整備局は各緊急輸送道路の管理者にその結果を伝達し、必要に応じて関係機関で再調整を行ったうえ、優先順位を策定する。

オ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、神奈川県県土整備局は、

（ア）神奈川県災害対策本部統制部

（イ）各緊急輸送道路の管理者

（ウ）神奈川県警察警備本部交通対策班

に対し、緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開・復旧等に関する関係者の招集を要請し、県の被災地域全体に関する緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整を行う。（以下「調整会議」という。）

カ 調整会議においては、必要に応じ、横浜国道事務所が、神奈川県周辺地域を含めた広域的な見地から、各緊急輸送道路の管理者間の総合調整について助言する。

（２）緊急輸送道路の管理者間の応援

ア 各緊急輸送道路の管理者は、復旧のための備蓄資機材・車両の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。

イ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、各緊急輸送道路の管理者間の応援要請は、「（１）緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開優先順位の調整」の調整会議の場において神奈川県県土整備局が調整する。

ウ 各緊急輸送道路の管理者は、他の管理者の道路施設の被災を発見又は通報を受け、その管理者からの応援要請又はその暇がなく、緊急を要する場合は、必要な応急措置をその管理者に替わって行い、事後、速やかにその旨連絡する。

エ 神奈川県外の道路管理者に応援を要請する場合

（ア）隣接都県等へ対しては、神奈川県災害対策本部統制部又は神奈川県県土整備局が行う。

（イ）国土交通省、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）は、自らの機関内において、県外の部局に要請する。

（３）警察との連携

ア 各緊急輸送道路の管理者と神奈川県警察警備本部は、密接に連携して道路啓開を迅速に行い、道路機能の早期回復を図るものとする。

イ 警察官は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その移動等を命じ又は自らその措置をとる。このとき現場の警察官から要請があった場合、各緊急輸送道路の管理者は、道路機能の早期回復を図るため、可能な限りその資機材・人員を充て、協力する。

ウ 県公安委員会が指定した被災地へ向かう緊急交通路の一般車両の各交差点等における通行規制について、現場の警察官又は神奈川県警察警備本部から要請があった場合、各緊急輸送道路の管理者は、被災地域の早期復旧の後方支援として、可能な限りその資機材・人員を充て、協力する。

（４）自衛隊との連携

ア 道路に関する自衛隊の応援要請は、神奈川県災害対策本部長（知事）を通じて行う。なお、各機関の災害対策本部長は、情報網が混乱し神奈川県災害対策本部統制部と連絡が不能又は極めて困難な場合、直接、自衛隊にその状況等を連絡することができる。この場合、事後速やかに神奈川県災害対策本部統制部にその旨連絡する。

緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書

災害時において、緊急車両の調達又はあつ旋を行うため、神奈川県地域防災計画に基づき、神奈川県陸運支局（以下「陸運事務所」という。）と神奈川県環境部（以下「県」という。）との間に次の覚書を交換し、後日の証として相互に各1通を保有するものとする。

(依頼の措置)

第1 県は災害時における緊急輸送の確保を図るため、及び市町村長等の要請の基づき陸運事務所に車両の調達又はあつ旋を依頼するものとする。

(範囲)

第2 県が陸運事務所に調達又はあつ旋を依頼する車両の範囲は次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車 (別表1)
- (2) 乗合自動車 (別表2)
- (3) 乗用自動車 (別表3)

(依頼の手続)

第3 第1に基づく依頼の手続として、相互の窓口を次のとおり設置してそれぞれ連絡責任者を通じて処理に当たるものとする。原則として次の事項を記載した依頼書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

(1) 依頼書記載事項

ア 目的

イ 集合の時間及び場所

ウ 車両の必要時間

エ 災害の状況及び作業内容

オ 希望する車種及び車両数

カ その他

(2) 相互の窓口による連絡責任者

ア 県の窓口

連絡責任者 防災消防課長又は同防災係長

a 昼間の電話番号 (201)1111 内線 2672～2674 夜間直通 (201)1585・6088

b 夜間の電話番号 (212)3471 (保安員室夜間直通)

(注) 夜間の場合であっても、連絡責任者が県に待機しているときは、「a」に電話するものとする。

イ 陸運事務所の窓口

連絡責任者 総務課長 (939)6800

〃 旅客課長 (939)6801

〃 貨物課長 (939)6802

(補助窓口)

第4 やむを得ない事情のため第3による手続がとれないときは、県は直接神奈川県トラック協会等（以下「協会等」という。）を通じて所要の通達を求めることができるものとする。その場合県はそれに伴う措置事項を事後速やかに陸運事務所に連絡するものとする。

イ 各緊急輸送道路の管理者は、自衛隊から、道路の復旧等に関し、工法の検討、資機材の提供等の要請を受けた場合は、速やかに協力する。

(5) 災害時の応急復旧協定会社

ア 各緊急輸送道路の管理者は、道路啓開・復旧作業に充てようとする応急復旧協定会社が重複する場合、又は、道路の寸断等で充てられる協定会社が限られている場合は、優先して啓開する路線にその協定会社を充てるよう調整する。

イ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、各緊急輸送道路の管理者間の重複する協定会社は、「(1) 緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開優先順位の調整」の調整会議の場において神奈川県県土整備局が調整する。

4 参考資料
(省略)

神奈川トラック協会 連絡者 事務理事	045(471)5511	資料4-7-⑨ (危機管理防災課)
神奈川県バス協会 連絡者 専務理事	045(201)3315(代)	災害等における物資の輸送等に関する協定
神奈川県乗用自動車協会 連絡者 専務理事	045(241)3577(代)	

(陸運事務所等の措置事項)

第5 県から依頼を受けた陸運事務所又は前記協会等は、すみやかに依頼事項について適切な措置をとるとともに、それに伴う措置事項を電話をもって防災消防課に連絡するものとする。

(県職員による調達車両の確認及び引渡し)

第6 県は、陸運事務所又は、協会等を経て調達した車両の集合場所に職員を派遣して、調達車両の確認を行い、そのうえで車両使用の要請を引渡しするものとする。

(運賃料金算定の基準等)

第7 調達車両の運賃料金については、運輸省で定めた運賃料金表（別表4）を適用するものとし、その清算事務は、協会等又は各車両所有者と車両調達者との間で直接行うものとする。

(相互の協議事項)

第8 この覚書にない事項で特に必要が生じた場合は、その都度双方協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

本覚書の効力は昭和39年5月6日から生ずるものとする。

昭和39年5月6日

神奈川県陸運事務所長 金子 安正
神奈川県企画調査部長 白根 雄偉

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神奈川県内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害」という。）が発生した場合、又は神奈川県外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- (2) 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下「物資」という。）の輸送
- (3) 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

(業務の要請)

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価額を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日神奈川県条例第51号）」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書

神奈川県内に、地震、台風等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、神奈川県が行う応急対策等に対する回航翼航空機（以下「航空機」という。）による応援について、神奈川県知事（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社代表取締役社長（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

(応援要請)

第1条 神奈川県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、航空機による応援を必要とするときは、甲は乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって応援を要請するものとする。

ただし、緊急の場合は電話等により応援を要請することができる。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要とする応援の内容
- (3) 必要とする機種及び機数
- (4) 職員を搭乗させるための着陸場所
- (5) その他必要な事項

2 前項の応援を要請することが想定される場合において、甲は、神奈川県内の災害等の状況を適宜乙に連絡するものとする。

(要請に対する措置)

第2条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、航空法（昭和27年法律第231号）その他法令上支障がない限り、他の飛行に優先して航空機を出動させ、当該要請の内容に従って甲の行う災害応急対策等の応援を実施するものとする。

2 乙は、気象条件の不良その他の理由により甲の要請に従うことが困難であるときは、直ちにその旨を甲に連絡し、その指示を受けるものとする。

(経 費)

第3条 前条の業務遂行に要した経費は、航空法第122条第1項において準用する同法第105条第1項の規定により、運輸大臣の認可を得て乙が定める不定期航空運送事業の運賃及び料金に基づき、甲が負担する。

(指 示)

第4条 乙がこの協定に基づき災害応急対策等に従事するときは、航空法その他の法令上支障のない限り、搭乗する甲の職員の指示に従うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の会員事業者の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲	神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
乙	神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1 社団法人神奈川県トラック協会 会長 筒 井 康 之

(損害補償)

第5条 この協定に基づき災害応急対策等に従事した乙の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、乙が負担するものとする。

(第三者賠償)

第6条 乙が、この協定に基づく業務遂行に関し、第三者に与えた損害については、乙がその責を負うものとする。

(機権等の通知)

第7条 乙は、第2条の規定により出動できる航空機の機数等について、毎年3月末日までに甲に通知するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲の連絡責任者は、防災局災害対策課長とし、乙の連絡責任者は、営業部長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和58年4月20日

平成12年2月1日 一部変更

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 岡崎 洋
乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
朝日航洋株式会社
代表取締役社長 中村 哲

(注) 県は同様の協定をエクセル航空㈱に対しても締結している。

会社名	締結日	連絡責任者	住所	連絡先電話
朝日航洋㈱	58.4.20	東日本航空社 第一営業部長	東京都江東区新木場4-7-41	03(3522)0646
エクセル航空㈱	14.4.11	運航部長	千葉県浦安市千鳥14	047(380)1115

※平成24年4月、朝日航洋の連絡先変更。

首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等

(令和6年4月1日現在)

	地震(震度)		台風(暴風)
	震度4	震度5強以上	平均風速 17(m/s)以上を 記録することが予 想されるとき
特別巡回	○	○	○ (定点監視や試走 を行う)
交通規制 速度 通行 禁止 等	(○) (○)	注)	[○] ー
広報 可変情報板等 トンネル内緊急放送	○ (○)	○ ○	○ ー

注) 県公安委員会との事前協議に基づき、原則として直ちに料金所閉鎖及び本線通行止めを実施する。

※震度は、気象庁で発表する地震情報による。

※特別巡回は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、通常の道路巡回より強化体制とした緊急巡回点検等をいう。

※平均風速は、10分間の計測値の平均値をいう。

※()は、災害の状況に応じて実施する。

※一は、特に基準として定めていないが、災害の状況に応じて実施する場合もある。

※[]は、高速湾岸線のうち、横浜ベイブリッジ、鶴見つばき橋において速度規制を実施する場合がある。なお、交通規制については、県公安委員会と協議のうえ実施する。